

鳴門市こども未来館外構工事

意匠図					
図番	図面名称	図番	図面名称	図番	図面名称
A-001	図面リスト	A-016	外構断面図(1)	A-031	灌水設備計画図
A-002	付近見取図	A-017	外構断面図(2)	A-032	給排水設備計画図
A-003	工事区分図	A-018	外構断面図(3)	A-033	石積復旧計画図
A-004	特記仕様書(1)	A-019	スロープ詳細図(1)	A-034	仮設計画図
A-005	特記仕様書(2)	A-020	スロープ詳細図(2)		
A-006	特記仕様書(3)	A-021	階段周辺詳細図		
A-007	特記仕様書(4)	A-022	外構構造図(1)		
A-008	特記仕様書(5)	A-023	外構構造図(2)		
A-009	特記仕様書(6)	A-024	外構構造図(3)		
A-010	特記仕様書(7)	A-025	外構構造図(4)		
A-011	配置図(着手前)	A-026	外構構造図(5)		
A-012	外構撤去図(1)	A-027	外構構造図(6)		
A-013	外構撤去図(2)	A-028	外構構造図(7)		
A-014	配置図(完了後)	A-029	外構構造図(8)		
A-015	外構改修図	A-030	植栽計画図		



出典：国土地理院ウェブサイト
「標準地図データ」(国土地理院)を基に作成

鳴門市こども未来館外構工事



四国建設コンサルタント株式会社
徳島市応神町応神産業団地3番地1

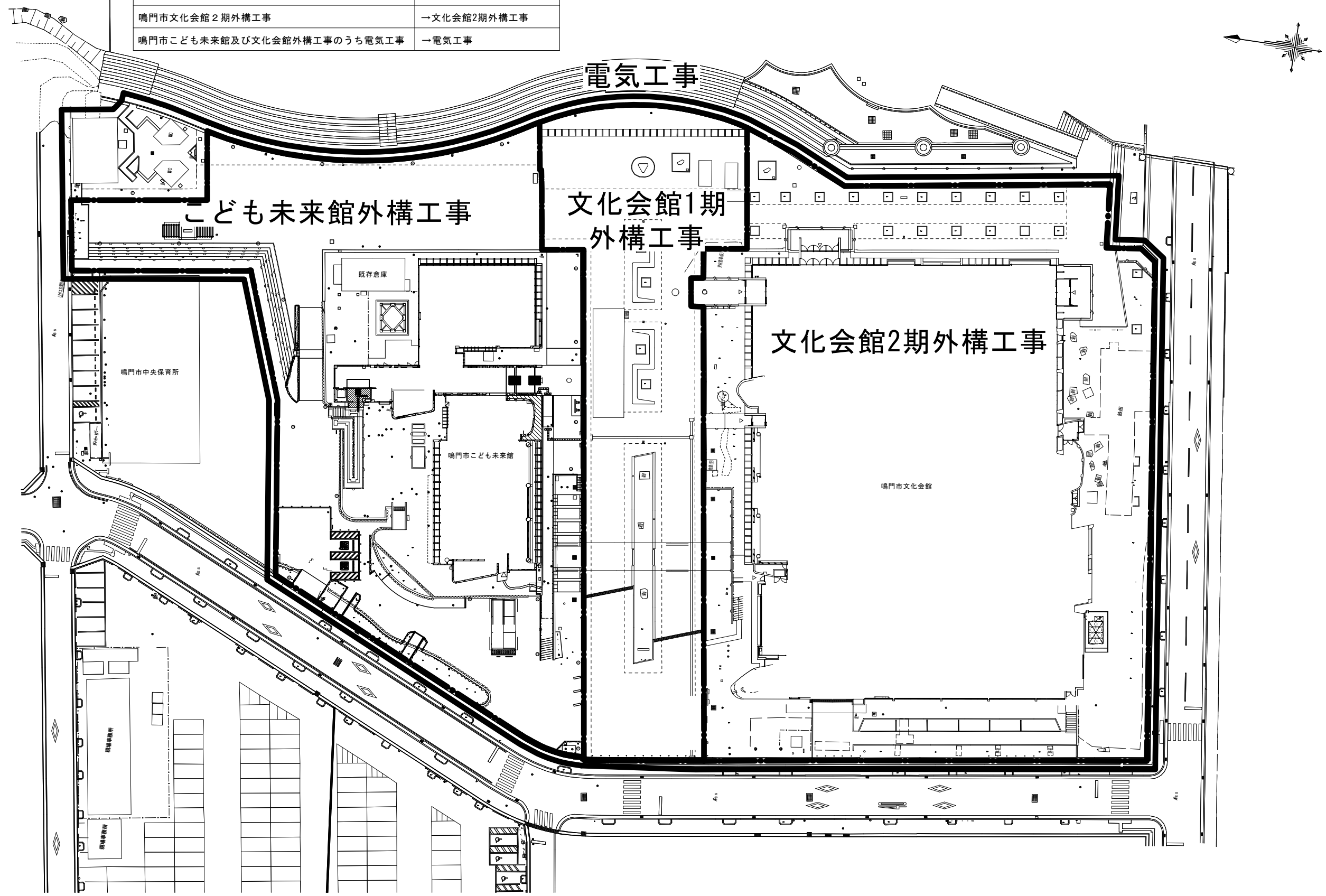
TEL (088) 683-3393
FAX (088) 683-3563

付近見取図

A2 Non

図番 A-002

鳴門市こども未来館外構工事	→こども未来館外構工事	←【本工事】
鳴門市文化会館 1 期外構工事	→文化会館1期外構工事	
鳴門市文化会館 2 期外構工事	→文化会館2期外構工事	
鳴門市こども未来館及び文化会館外構工事のうち電気工事	→電気工事	



営繕工事共通仕様書

I. 工事概要

1. 工事名称
鳴門市こども未来館外構工事
2. 工事場所
鳴門市撫養町南浜

4. 工事種目	
種目	工事概要
建築一式工事	外構工事1式

II. 営繕工事共通仕様書

1. 適用基準
図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記による。
- 公共建築工事標準仕様書(建築工事編) 令和7年版(以下「標仕」という。)
 - 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) 令和7年版
 - 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) 令和7年版
 - 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) 令和7年版(以下「改標仕」という。)
 - 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編) 令和7年版
 - 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編) 令和7年版
 - 木造建築工事標準仕様書 令和7年版
 - 建築物解体工事共通仕様書(令和4年版)・同解説 令和6年版
 - 建築工事標準詳細図 令和4年版(以下「標準図」という。)
 - 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編) 令和7年版
 - 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編) 令和7年版
 - 敷地調査共通仕様書 令和4年版
- また、次の図書(国土交通大臣官房官庁営繕部監修)を参考とする。
- 建築工事監理指針 令和7年版(以下「監理指針」という。)
 - 建築改修工事監理指針 令和7年版
 - 電気設備工事監理指針 令和7年版
 - 機械設備工事監理指針 令和7年版
2. 優先順位
設計図書の優先順位は、次の順とする。
- 質問回答書(②から⑤に対するもの)
 - 補足説明書
 - 特記仕様書(営繕工事共通仕様書を含む)
 - 図面
 - 公共建築工事標準仕様書等
3. 工事実績データの登録
① 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報サービス(コリンズ)に基づき、工事実績情報として「登録のための確認をお願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。
- 受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。
- 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。
- しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。
- 訂正時は、適宜とする。
- なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。
- ② 受注者は、実績登録完了後、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。
- なお、変更時としゅん工時の間が14日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。
4. 工程表
受注者は、契約書に基づく工程表を契約締結後14日(土曜日、日曜日、祝日等を除く。)以内に提出すること。
5. 工事の着手
受注者は、設計図面に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。
- なお、工事開始日とは、契約書に明示した着工の日(特記仕様書において着工の日を別に定めた場合にあっては、その日)をいう。
6. 施工計画書等
① 施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員の承諾を受けること。
- ② 上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。
- ③ 施工図、現寸図、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受けること。
7. 下請負人の選定
① 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すると共に、鳴門市内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。
- ② 受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。
- ③ 受注者は、下請契約を締結するときは、下請員に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取価価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請契約を締結しなければならない。

8. 施工体制台帳及び施工体系図
① 施工体制台帳の作成
受注者は、下請契約(以下の③及び④の場合を含む。)を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請員通知書(以下「施工体制台帳」という。)を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に備え置かなければならない。
- ② 施工体系図の作成及び揭示
受注者は、下請契約(以下の③及び④の場合を含む。)を締結した場合は、各下請負者の施 工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。
- ③ 警備業者の記載
受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。
- ④ 運搬業者の記載
受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を配置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。
- ⑤ 施工体制台帳及び施工体系図の提出
受注者は、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを、下請契約を締結したときは下請契約日から、内容に変更が生じたときは変更が生じた日から、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員に提出し、確認を受けなければならない。ただし、提出日について、監督員が承諾したときはこの限りではない。
- ⑥ 再下請員通知書を提出する旨の書面の揭示
受注者は、再下請員通知書を提出する旨の書面を、工事現場の公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。
9. 電気保安技術者等
① 電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。
- 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。
 - 一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。
- ② 工事に電力設備の保安責任者を関係法令に従って有資格者を定め、監督員に報告すること。
10. 施工中の安全確保
① 工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。
- ② 工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。
- ③ 工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱(令和元年9月2日付け国土交通省告示第496号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日建設省建経発第3号、平成14年5月30日改正)その他関係法令に従い適切に処理すること。
- ④ 受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事(仮囲い等仮設材設置を含む)着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。
- ⑤ 地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。
- ⑥ 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう、受注者の負担でその都度補修又は補償すること。
- ⑦ 受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。
- ⑧ 受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。
- ⑨ 受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。
- ⑩ 受注者は、トラック(クレーン装置付)を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置(ブームの格納忘れを防止(警報)する装置、ブームの高さを制限する装置等)付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。
- ⑪ 休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。
- ⑫ 受注者は、工事期間中安全監視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。
- ⑬ 受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。
- ⑭ 仮囲いを設置する場合は、設置後に点検を行い、その記録を保管すること。
- ⑮ 上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階(天井)のスラブはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。
- ⑯ 受注者は、足場を設置する場合は組立、解体時において、作業前に施工手順を確認し、倒壊や資材落下に対する措置を講じなければならない。特に、飛来落下の恐れのある巾木やメッシュシート等の資機材については、足場の上に仮置きせず、設置又は荷下ろしするまでは、番線等により固定を行うこと。また、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。
- ⑰ 作業にあたって労働災害、公衆災害の事故リスクと対応方法について監督員と協議すること。
- ⑱ 既設配管等を破壊させた場合の停電、断水等の影響範囲及び破損防止のための対策について関係者と協議すること。
- ⑲ 事故により、停電、断水等が発生することを考慮し、施設休業日に作業するなど、作業日を施設管理者と協議すること。
- ⑳ 給水管近傍の作業で給水管を破損する恐れがある場合は、給水バルブの止水状況を確認するとともに、事故による漏水に備えて直下階や近傍の重要備品について養生や移設について協議すること。
- ㉑ 受注者は、工事施工途中に工事的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
11. 撤去時の資機材残置の防止
足場撤去の際は、工事箇所周辺に資機材が残っていないか点検したうえで、撤去を行うこと。
12. 交通安全管理
① 輸送災害の防止
受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送に伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。
- ② 過積載による違法運行の防止
受注者は、過積載による違法運行の防止に関し、特に次の事項について留意し、下請負業者を指導すること。
- 積載重量制限を超えた土砂等の積込みは行わないこと
 - さし枠装備車、不表示車は使用しないこと
 - 過積載車両、さし枠装備車、不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと
 - 建設発生土の処理及び骨材の購入に当たっては、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害さないこと
 - 過積載による違法通行により、逮捕または起訴された建設業者は、指名停止措置を講ずる場合がある



13. 発生材の処理等

① 発生材の処理等は、次により適正に行う。

- 1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。
- 2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること、図書に表示のないものについては、監督員に報告し指示を仰ぐこと。
- 3) 産業廃棄物の種類ごとの処分場については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「産業廃棄物の処理」又は「発生材の処理等」による。
- 4) 建設発生土の処理については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「建設発生土の処理」による。
- 5) 解体前に、照明器具、変圧器及び進相コンデンサのPCBの有無を調査し、有れば、監督員の指示に従うこと。
- 6) 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続を行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。
- 7) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調書(様式3)、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調書を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。

② アスベスト

- 1) 解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。

既存の分析調査結果の旨と (あり・なし)

2) 事前調査を公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)1.5.1及び関係法令により行うこと。

・事前調査は、次の者が行うこと。

- (1) 建築物・建築物石綿含有建材調査者(特定、一般)又はこれと同等の能力を有する者(※)

- (2) 工作物: 下表のとおり

	対象となる工作物	事前調査を実施することができる者(下記のいずれか)
・ 反動槽 ・ 加熱炉 ・ ボイラー及び圧力容器 ・ 変電設備 ・ 配電設備 ・ 配管設備(建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。)	・ 焼却設備 ・ 貯蔵設備(穀物を貯蔵するための設備を除く。) ・ 発電設備(太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。) ・ 送電設備(ケーブルを含む。)	・ 工作物石綿事前調査者
・ トンネルの天井板 ・ プラットホームの上家 ・ 遮音壁 ・ 観光用エレベーターの昇降路の囲い(建築物であるものを除く。)	・ 煙突(建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。) ・ 軽量盛土保護パネル ・ 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板	・ 工作物石綿事前調査者 ・ 建築物石綿含有建材調査者(特定、一般) ・ これと同等の能力を有する者(※)
・ 上記以外の工作物(塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業に限る。)		

※同等の能力を有する者とは、(一社)日本アスベスト調査診断協会に令和6年8月30日までに登録されたものをいう。

・受注者の指示により、分析によるアスベスト調査を行う場合の費用については、監督員との協議による。

●場合の分析方法は、JIS A 1481-1によること。

・結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員へも結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置くこと。

・調査結果は3年間保存すること。

・調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。

3) 表示、掲示は次のとおり行うこと。

・事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。

・「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。

・作業に従事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。

・喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立入禁止について、作業場の見やすい箇所に掲示する。

③ 建設リサイクル法通知済証の掲示

受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事(特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの)においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかなければならない。

④ 資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」という。))及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(以下「建設リサイクル法」という。))に基づく対応は、以下のとおり行うこと。

- 1) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(「H3.10.25建設省令第19号」)第9条で規定される工事又は建設リサイクル法施行令第2条で規定される工事(以下「一定規模以上の工事」という。))において、コンクリート(二次製品を含む。)、土砂、砕石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入

する場合には、(一財)日本建設情報総合センターのコプリス・プラスにより再生資源利用計画書を作成し、監督員に提出すること。

- 2) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(「H3.10.25建設省令第20号」)第8条で規定される工事又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、コプリス・プラスにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に提出すること。

- 3) 受注者は、上記計画書を工事現場の見やすい場所に掲示(デジタルサイン等による掲示も可)すること。

- 4) 受注者は、上記計画書に変更が生じた場合は、速やかに計画を変更し、その変更の内容を監督員に報告すること。

- 5) 受注者は、工事完了後速やかにコプリス・プラスにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出すること。

- 6) 受注者は、上記計画書及び実施書を工事完成後5年間保存すること。

- 7) 受注者は、コプリス・プラスの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力すること。ただし、パーシメントを使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。

⑤ 受領書の交付

受注者は、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。

⑥ 再生資源利用促進計画書を作成する上での確認事項等

受注者は、再生資源利用促進計画書の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削後他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。また、確認結果は再生資源利用促進計画書に添付し監督員に提出するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

⑦ 建設発生土の運搬を行う者に対する通知

受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするとき、特記に土工事の記載がある場合は「建設発生土の処理」に定められた事項等(搬出先の名称及び所在地、搬出量)と、前項で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。

⑧ 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画書に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画書に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員に写しを提出しなければならない。

また、その受領書の写しを工事完成後5年間保存しなければならない。

⑨ 建設発生土の最終搬出先の記録・保存

受注者は、建設発生土が再生資源利用促進計画書に記載した搬出先から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに搬出先の名称や所在地、搬出量等を記録した書面を作成し、保存すること。さらに、他の搬出先へ搬出されたときも同様である。

ただし、以下の(1)～(3)に搬出された場合は、最終搬出先の確認は不要である。

- (1) 国又は地方公共団体が管理する場所(当該管理者が受領書を交付するもの)
- (2) 他の建設現場で利用する場合

- (3) スtockヤード運営事業者登録規程により国に登録されたストックヤード

14. 材料・製品等

- ① 本工事に使用する建築材料、設備機材等(以下「建材等」という)は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとする。

- ② 受注者は、建材等の発注の際には、発注前に、品質及び性能に関して記載された工種別施工計画書及びその証明となる資料を監督員へ提出しなければならない。ただし、設計図書に定めるJIS又はJASの材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合はあらかじめ監督職員の承認を受けた場合は、この限りでない。なお、各専門特記仕様書中、「評価名簿による」と記載されているものは、一般社団法人公共建築協会発行の「建築材料等評価名簿(最新版)」及び「設備機材等評価名簿(最新版)」記載品を指すものとする。

- ③ 製材等(製材、集成材、合板、単板積層材)、フローリング、再生木質ボード(パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板)については、合法性に係る確認(「産地認証」及び「品質認証」を含む。)が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。
- ④ 標仕等に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承認を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。

⑤ 県内産再生砕石の原則使用

受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項に基づく許可を有する施設(同法第15条の2の6第1項に基づく変更の許可において同じ。))で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。

⑥ アスファルト舗装の材料

受注者は、加熱アスファルト混合物を使用するときは、原則として、「徳島県土木工事用アスファルト合材の品質審査要綱」に基づき工場認定を受けた県内の工場から出荷された合材を原則として使用しなければならない。

15. 化学物質を発生する建築材料等

本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の①から⑤を満たすものとする。

- ① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、コリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発生が極めて少ないものとする。

- ② 保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発生が極めて少ないものとする。

- ③ 接着剤は、フタル酸ジブチル及びフタル酸ジエチルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発生が極めて少ないものとする。

- ④ 塗料(塗り床を含む)は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発生が極めて少ないものとする。

- ⑤ ①、②及び④の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発生が極めて少ないものとする。

16. 施工

- ① 設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、標仕記載の「疑義に対する協議等」による。

- ② 工事現場に監督員は常駐できないので、疑問点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の外出した時、又は特定事業推進課へ問い合わせ、工事に支障のないようにすること。

- ③ 品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき、確認、試験又は検査を行うこと。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施すこと。また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとること。

- ④ 施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。

- ⑤ 本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿及びその証明書等を監督員に提出すること。

- ⑥ 設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。

- ⑦ 試験等によらなければ確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、監督員の承認を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。

17. 建設機械等

① 排出ガス対策型建設機械

受注者は、工事の施工にあたり次に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程(最終改正 平成24年3月28日付国土交通省告示第318号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改訂平成28年8月30日付国総環第6号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械(以下「排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。

ただし、排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。

機 種	備 考
・ バックホウ ・ ホイルローダ ・ ブルドーザ ・ 発動発電機(可搬式) ・ 空気圧縮機(可搬式) ・ ロードロー、タイヤロー、振動ロー ・ ラフテレークレーン	・ 油圧ユニット(次に示す基礎工事に用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの: 油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機) ・ ディーゼルエンジン(エンジン出力7.5kW以上260kW以下) を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。

② 低騒音・低振動型建設機械

受注者は、工事の施工にあたり次に示す建設機械を使用する場合は、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程(国土交通省告示、平成13年4月9日改正)に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の変換が不可能な場合は、認定機種と同程度認められる機種または対策をもって協議することができる。

なお、騒音振動対策は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術参事官通達、昭和82年3月30日改正)に従って実施するとともに、騒音規制法、徳島県生活環境保全条例等の関係法令を遵守しなければならない。

機 種	
・ ブルドーザ ・ バックホウ(※) ・ ドラグライン、クラムシェル ・ トラクタショベル ・ バイブロハンマ(※) ・ アースオーガー ・ オイルケーシング掘削機 ・ アースドリル	・ ざく岩機(コンクリートブレーカー) ・ ロードロー、タイヤロー、振動ローラー ・ コンクリートポンプ(車) ・ コンクリート圧砕機 ・ アスファルトフィッシャー ・ コンクリートカッター ・ 空気圧縮機 ・ 発動発電機 ・ クローラークレーン、トラックスレーン、ホイールクレーン ・ 油圧式杭抜き機、油圧式鋼管圧入引抜機、油圧式杭圧入引抜機 (※)印の機械は低振動基準有

- ### ③ 特定自主検査

本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械)は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書(検査記録表)の写しを使用工種の施工計画書に添付し提出すること。

- #### ④ 不正軽油の使用禁止

受注者は、ディーゼルエンジン仕様の車両及び建設機械等を使用する場合は、地方税法(昭和25年法律第226号)に違反する軽油等を燃料として使用してはならない。
また、受注者は、県の徴税吏員が行う使用燃料の採取調査に協力しなければならない。

19. 工事看板等

- ① 工事現場には、工事看板を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。

21. 設計變更箇所確認

設計事務所による工事監理がある場合、受注者は、工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について、監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。また、工事しゅん工前には全ての設計変更箇所及び内容を監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。

22. 工事検査及び技術検査

- ② 設計書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査を受け、承認を受けて次の工程に進むこと。
試験等によらなければ、確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書)(施工計画書の承認を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。
③ 噴門工事検査規定及び噴門工事検査基準に基づき検査を受けること。
- ・ 中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し工上の重要な時点で行うものとし、締結後速やかに監督員と協議すること。
 - ・ 中間検査が部分私検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。
 - ・ 基礎杭工事を含む工事については、請負対象箇にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間検査を実施する。
- 外設改修工事等において、足場が撤去されようとする工程時に検査員による出来形等の現地確認ができなくなるような場合は、当初請負対象箇に關係なく、中間検査の実施に監督員と協議すること。

23. 完成圖等

- ② 受注者は、原則として「鳴門市電子納品要領」に基づいて設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品（以下「電子納品」とすること。

③ 提出書類

- ・竣工図（製本3部、電子データ2部）（サイズ：監督員の指示による）
- ・工事写真（電子データ2部）
- ・使用材料一覧表（竣工図表紙裏面に貼付、電子データ2部）
- ・保金に関する資料
- ・その他監督員が指示する図書（必要部数）

- ④ しゅん工図は関係図面(データ貸与)を修正して作成すること。しゅん工図データは、関係図面(データ貸与)を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式をCD-R等に保存する。

- ⑤ 工事写真の電子データは完成写真、着手前、資機材、施工状況の順に整理する。完成写真については、工事目的物の状態が、資機材、施工状況等については、不可視部出来形が写真で的確に確認できること。
- ⑥ 工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修/営繕工事写真撮影要領^①によること。
- ⑦ 工事完成撮影は、別途指定がある場合を除き、専門家にゆだねるものとする。
- ⑧ 既存埋設管等の状況について、現場と図面の相違が発覚した場合は竣工図に反映させること。

24. デジタル工事写真の小黑板情報電子化

受注者は、「デジタル工事写真の黒板情報電子化の運用について」に基づき、実施することができる。

25. 火災保險

本工事の着手に際し、火災保険等（火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。））を請負額に応じて付保する。

- ① 対象物
工事目 物物及び工事材料（支給材料を含む）について付保する。
- ② 付保除外工事
次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。
・杭及び基礎工事 ・コンクリート躯体工事 ・屋外付帯工事 ・その他実状を判断のうえ必要がないと認めた場合（外壁補修工事等）
- ③ 付保する時期及び金額
鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。
- ④ 保険満期
工事完成期日に14日を加えた期日とする。なお、工期延伸した場合には保険の期間も延長する。
- ⑤ その他
・ 付保する時期以降に出来高払を行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払の書類に添付する。
・ 建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。

27. 暴力団からの不当要求又は工事妨害の排除

- ① 受注者は、工事の施行に際し、暴力団等からの不当要求又は不法妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合（②に規定する場合は、下請負人が報告があったときには）、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、併せて所轄の警察署に届け出なければならない。
- ② 受注者は、本工事の一部を下請けにする場合、下請工事の施工に関して下請負人が暴力団等からの不当介入を受けたときは、受注者にその旨を報告することを義務付けなければならない。

- ③ 発注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。
- ④ 発注者は、排除対策を講じにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期内に工事が完成しないと認められる場合は、「専門工事請負契約約款」(以下「約款」という。)第18条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。
- ⑤ 発注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。
- ⑥ 発注者は、前項遅れにより、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期に遅れが生じると認められる場合は、約款第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。

28 事故報告書

※ 注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡する。また、監督員が指示した場合及び建設工事事故データベースシステムの登録対象となる事故の場合、監督員が定めた期日までに、事故報告書を提出し、建設工事事故データベースシステムに、事故に関する情報を登録する。

	鳴門市こども未来館外構工事	 四国建設コンサルタント(株) 徳島市応神町応神産業団地3番地1	TEL (088) 683-3393 FAX (088) 683-3563		特記仕様書(3)	図 番	A-006
					S=Non		

Ⅲ. 建築工事特記仕様書
1章 一般共通事項

1. 施工条件

施工条件は次による。

- ① 工事箇所は、工事期間中も使用予定であるため、監督員及び施設管理者と工程等の調整を行うこと。
② 施工時間は、原則8:00～17:00までとするが、施設管理者の了承を得られた場合はこの限りではない。
③ 一般来場者及び職員の動線には、干渉しないように施工を行うこと。(左記の動線は、仮設計画面図において記載している)
④ 別途発注の関連工事と施工上の調整を入念に実施し、現場納まり上のトラブルや工程の遅延防止等に努めること。
⑤ 工程表は、全体工事表をフォローする月間工程表、更にこれをフォローする週間工程表を定期的に作成の上、監督員へ提出し、承認を得ること。
⑥ 周辺施設は、日常業務が継続している状態であることから、施設運営に影響を及ぼす資機材の搬入・搬出・騒音・停電・断水等を伴う工程は、原則夜間や休日の作業となることを予め見込んでおくこと。
⑦ 施設内での行事(イベント・会議等)により施工期間が制限される場合があるので、監督員との調整・情報共有をし、工程の遅延防止に配慮すること。

2. 施工調査

調査期間

本工事の着手時に、給排水、ガス管、地下埋設物等の調査を行う。

調査期間は監督員と協議のうえ設定する。切り直し時期についても、同様とする。

3. 交通誘導警備員

交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に配置すること。

- ① 本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が
(義務付けられている ・ 義務付けられていない)
② 警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。
③ 配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。
④ 受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者(当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)も同様の義務を負う旨を定めなければならない。
⑤ 受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。

4. 産業廃棄物の処理

発生材の処理等は、標仕により適切に処理する。

産業廃棄物の種類ごとに次の処分場を指定する。

種類	処分許可業者の会社名 (処分区分)	優良	所在地 処分地	運搬距離 (km)	処分費 (税抜、円)	単位
例 コンクリート (無筋)	(株)○○○○ (中間処分)		徳島市万代町○○ 徳島市万代町○○	10	1,000	t

(注)表中「優良」欄に丸印の入っている業者は、「徳島県優良産業廃棄物処理業者の認定業者であることを示す。

- ・上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書を求め、減額変更を行うことがある。
・上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者(以下、「優良産廃処分業者」という。)に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産廃処分業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産廃処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。
・コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。
・木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。

5. 建設発生土の処理

建設発生土の処理については、「 3 章 土工事」に記載している。なお、場外搬出が指定されている場合において、指定された処分場以外で処分する場合は監督員の承諾を得ること。なお、増額変更の対象とはしない。

6. 有価材の処理

- ① 有価材 (既設手すり ・ グレーチング ・ 物置)
② 古物商で適切に処理すること。

7. 他工事との取り合い

図面に記載されていない他工事との工事区分は別表「工事区分表」による。

8. 技能士の適用

- ① 技能士の適用については、次の技能検定作業(以下、「作業」という。)のうち各工事毎に適用する作業を指定するものとする。
② 技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。
③ 技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。
④ 技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。
⑤ 指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。

○印・・・適用作業

工事種目	技能検定職種	技 能 検 定 作 業
仮設	どび	・ どび作業
鉄筋	鉄筋施工	○ 鉄筋組立て作業
コンクリート	コンクリート圧送施工	○ コンクリート圧送工事作業
型枠	型枠施工	○ 型枠工事作業
鉄骨	鉄工	・ 構造物鉄工作業
防水	防水施工	・ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴム系シート防水工事作業 ・ 塩化ビニル系シート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業 ・ 改質アスファルトシート工法防水工事作業 ・ 改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業
タイル	タイル張り	○ タイル張り作業
木	建築大工	・ 大工工事作業
屋根及びとい	建築板金	○ 内外装板金作業
	かわらぶき	・ かわらぶき作業
金属	建築板金	○ 内外装板金作業
左官	左官	○ 左官作業
建具	建具製作	・ 木製建具手加工作業 ・ 木製建具機械加工作業
	サッシ施工	・ ビル用サッシ施工作業
	ガラス施工	・ ガラス工事作業
塗装	塗装	○ 建築塗装作業
内装	内装仕上り施工	・ プラスチック系床仕上り工事作業 ・ カーペット系床仕上り工事作業 ・ 鋼製下地工事作業 ・ ボード仕上り工事作業 ・ カーテン工事作業 ・ 木質系床仕上り工事作業
	表装	・ 表具作業 ・ 壁装作業
配管	配管	○ 建築配管作業
造園	造園	○ 造園工事作業
機械設備	冷凍空気調和機器施工	・ 冷凍空気調和機器施工作業

2章 仮設工事

1. 敷地の状況確認

着工に先立ち、敷地境界、既存構造物、敷地の高低差、地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況を確認し、監督員に報告すること。

2. ベンチマーク

設計GLの設定は、BM(TP+0.849)を±0とする。ただし、監督員の指示により決定する。

3. 監督員事務所

- ① 監督員事務所は(設ける (面積 ○ m2程度) ・ 設けない)
② 監督員事務所を設置する場合、備品は次のものを設置すること。
1) 机、椅子、書棚、製図版、掛時計、温度計、湿度計
2) ゴム長靴、雨がっぱ、保護帽、懐中電灯、安全帯
3) 請負加入電話の子機
4) 衣類ロッカー、冷暖房機器、消火器、煮沸器、掃除具
5) ファクシミリ他
6) インターネット回線(光回線、Wi-Fi等)

4. 工事用水、電力等

- ① 既存電力利用(出来る ・ 出来ない)、電力料金(有償 ・ 無償)ただし、施設管理者と協議すること。
② 既存水利用(出来る ・ 出来ない)、用水料金(有償 ・ 無償)ただし、施設管理者と協議すること。

5. 工事車両用駐車場資材置場・現場事務所用地等

- ① 同用地は、(図示の場所に ・ 用意していないので業者にて)設けること。ただし、施設管理者と協議すること。
② 借地借家料 円

3章 土工事

1. 根切り
- ① 周辺の状況、土質、地下水の状況等に適した工法を採用し、工事中の異常沈下、法面の滑動、その他による災害が発生しないよう、災害防止上必要な処置をすること。
- ② 敷地内に埋設が予想される設備配管類等について十分調査し、支障がないようにすること。
- ③ 根切り底は、地盤をかく乱しないよう、手作業(深さ30cm程度)とするか、バケットに特殊アタッチメントを取りつけた機械掘りとする。
- なお、かく乱した場合は、自然地盤と同等以上の強度となるように適切な 処置を定め、監督職員の承諾を受ける。
2. 排水
- 工事に支障を及ぼす雨水、わき水等は、適正な排水溝、集水ます等を設置し、支障がないようにすること。
3. 埋め戻し及び盛土
- ① 使用土は(A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種)とし、機器により締め固める。
- ② 本工事は、次に掲げる工事からの建設発生土を使用するものとする。なお、品質等により使用が困難な場合は、監督員と協議すること。
- ・利用目的 : 盛土(埋め戻し)
- ・工事名 :
- ・場所 :
- ③ 本工事は、次に掲げる場所に仮置している建設発生土を使用すること。
- ・利用目的 : 盛土(埋め戻し)
- ・場所 :
- ④ 建設発生土を搬入する場合には、土壤検査結果を添付するものとし、「徳島県生活環境保全条例」の土壤基準に適合しないものについては、搬入することができない。
- ただし、次の場合は検査結果の添付の必要はない。
- 1) 公共工事間利用の場合で、監督員相互で同意がとれた場合
- 2) 購入土(切込碎石、砂、真砂土等)である場合
- ⑤ 余盛りは、土質に応じ監督員と協議の上、余盛り高さを決定すること。
- ⑥ 六価クロム溶出試験を(行う ・ 行わない)。
- ・行った場合、土壤環境基準以下であることを確認すると共に、試験結果(計量証明書)を監督員に提出するものとする。
- ・六価クロム溶出試験は、「セメント及びセメント系固化工材の地盤改良への使用及び改良土の再利用に関する当面の措置」(平成12年3月31日 建設第258号)について「六価クロム溶出試験実施要領(案)」(H13.5.11建設第166号一部変更)により実施する。
- ・土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合、試験の結果、六価クロムの溶出量が土壤環境基準を超えた場合等は、監督員と協議するものとする。
4. 地均し
- ① 建物の周囲、幅2m程度を、水はけよく地均しを行う。
- ② 地均しは、均しを行う地表面の不陸を修正し、草木の除去及び清掃をして、一様にかき均した後、仕上げ面を一様になじみ起こしをして、良質土をまきかけ、歩行に耐えうる程度に締め固める。
5. 建設発生土の処理
- ① 場内敷き均しとする。(計画地南側の隣接工区に敷き均しをすること。)
- ② 場外搬出適正処分とする。
- 民間の残土処分場等へ搬出する場合は「徳島県生活環境保全条例」によることとし、建設発生土の発生場所ごとに、かつ4,000m3までごとに1回採取して、土壤検査を行うこととする。その他、「特定事業の許可に係る土壤検査及び水質検査の実施における留意点」による。
- ただし、建設発生土の公共工事間の利用を行う場合で、担当者相互の同意が取れた場合には、分析の必要はない。
- ③ 土壤検査を行った結果、条例の基準に適合しない場合には、監督員と協議すること。

4章 地業工事

1. 砂利・砂・割り石及び捨コンクリート地業等
- ① 材料は、市場品とする。
- ② 砂利及び砂地業
- ・使用材料は、下表のとおりとする。
- | 種別 | 使用部位 | 厚さ | 粒度範囲(最大粒径) |
|-----------|------|----|------------|
| 割栗石 | 図示 | 図示 | — |
| 再生粒度調整砕石 | 図示 | 図示 | 30～40 |
| 再生クラッシュラン | 図示 | 図示 | 30～40 |
- ・締め固めは、ランマー3回突き、振動コンパクター2回締め又は振動ローラー締めとする。締め固めによる凹凸は目つぶし砂利で上均しをする。
- ・厚さが300mmを超える場合は、300mmごとに締め固めを行う。
- ③ 締め固め機械の選定に当たっては、地質の状況を検討し監督員の承諾を得ること。
- ④ 捨コンクリートは、無筋コンクリートとし、使用部位は 図示のとおりであり、厚さは 図示 とする。

5章 鉄筋工事

1. 材料
- | 規格番号 | 規格名称 | 種類の記号 | 径(mm) |
|------------|----------------------|-------------------|---------|
| JIS G 3112 | 鉄筋コンクリート用棒鋼 | SD295A | D10～D16 |
| — | 建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋 | — | |
| JIS G 3551 | 溶接金網及び鉄筋格子 | 網目の形状:CD6 100×100 | |
2. 材料試験
- 材料試験は行わない。ただし、規格証明書を提出し、監督員の承諾を得ること。

3. 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔
- ① 柱、梁の鉄筋の加工に用いるかぶり厚さは、標仕表5.3.6の数値に10mmを加えた数値を標準とする。
- ② 目地がある場合のかぶりは、目地底からの寸法とする。
- ③ 杭基礎の場合のかぶりの厚さは、杭天端からとする。
- ④ 各部の配筋は、図示による。図示されていない場合は、標仕参考図[1節一基礎及び基礎梁の配筋]～[7節一梁貫通孔その他配筋]による。

4. 配筋検査
- 主要な配筋は、コンクリート打込みに先立ち、種類、径、数量、かぶり、間隔、位置等について、監督職員の検査を受ける。

6章 コンクリート工事

1. 一般事項
- ① コンクリートの類別
- ・Ⅰ類(JIS A 5308への適合を認証されたコンクリート)
- ・Ⅱ類(Ⅰ類以外のJIS A 5308に適合したコンクリート)
- ② 設計基準強度
- | コンクリートの種類 | 設計基準強度
F _c (N/mm ²) | 調合管理強度
F _n (N/mm ²) | スラブ
(cm) | 強度試験の
有無 | (軽量)
種類 | 気乾単位容積
重量 (t/m ³) | 適用箇所 |
|-----------|---|---|-------------|-------------|------------|----------------------------------|-----------------|
| 普通 | 18 | 18 | 18 | 有 | Ⅰ類 | 2.3 | 階段、パルカ基礎、平板ブロック |
| 普通 | 24 | 24 | 18 | 有 | Ⅰ類 | 2.3 | サイン基礎、自転車基礎、集水溝 |
| 普通 | 18 | 18 | 15 | 無 | — | 2.3 | 捨てコン |
- ③ 構造体コンクリートの調合管理強度は、設計基準強度(F_c)に構造体強度補正值(S)を加えた値とする。
- なお、構造体強度補正值(S)は標仕 表6.3.2によりセメントの種類及びコンクリートの打込みから材齢 28日までの予想平均気温に応じて定める。
- ④ コンクリートの強度試験については、次のとおり取扱うものとする。
- ・第4週強度確認
- 原則、第3者機関にて、主任技術者又は現場代理人立会いの上、行うこと。ただし、第3者機関以外で行う場合は、立ち会い者を定め、監督員の承認を受け、行うこととする。
- なお、試験機関を選定した際には、すみやかに監督員に報告すること。
- ⑤ レディミクストコンクリートの品質確保について
- ・単位水量を含む正確な計画調合書を確認すること。
- ・単位水量の測定は、150mlに1回以上及び荷卸し時に品質の異常が認められた時に実施する。
- ・単位水量を含む調合条件は、標仕による。
- ・単位水量の管理目標値は次の通りとして施工する。
- | 計画調合書の設計値との比較値 | 施工方法 |
|-----------------------------|---|
| ±15kg/m ³ 以内 | そのまま施工 |
| ±15～±20kg/m ³ の間 | 水量変動の原因を調査するとともに生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後設計値±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台ごとに1回、単位水量の測定を行う。 |
| ±20kg/m ³ を超える | 生コンを打ち込まずに持ち帰らせ、水量変動の原因を調査するとともに生コン製造者に改善を指示する。その後全運搬車の測定を行い、設計値±20kg/m ³ 以内であることを確認する。さらに、設計値±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台ごとに1回、単位水量の測定を行う。 |
- ※不合格生コンは確実に持ち帰ったことを確認すること。
- ・単位水量管理についての記録は書面(計画調合書、製造管理記録、打込時の外気温、コンクリート温度等)と写真により確認する。受入検査とまとめて記録してもよい。

2. コンクリートの仕上がり
- ① コンクリート部材の位置及び断面寸法の許容値は、標仕 表6.2.3による。
- ② 合板せき板を用いる打放し上げの種別は(

A
a

 ・ B ・ C)種とする。
- ③ コンクリートの仕上りの平坦さの種別は(

a
b

 ・ c)種とする。
3. コンクリートの材料及び調合
- ① セメントの種類は、(普通ポルトランドセメント ・ 普通エコセメント ・ 高炉セメントB種 ・ フライアッシュセメントB種)とする。
- ・高炉セメントB種適用箇所()
- ・フライアッシュセメントB種適用箇所()
- ② 骨材は、標仕6.3.1(2)による。
- ③ 細骨材としてフェロニッケルスラグ使用(できる ・ できない)。
- ④ 細骨材に含まれる塩化物量は、NaCl換算で0.04%以下とする。
- ⑤ コンクリート中の塩化物量は、0.3kg/m³以下とし、試験方法は標仕6.5.4による。
- ⑥ 試験りは(行う ・ 行わない)。
- ⑦ 所要空気量は4.5%±1.5%とする。
- ⑧ JIS A 5308 附属書JAに規定する、砕石、砕砂、フェロニッケルスラグ骨材、銅スラグ細骨材、電気炉酸化スラグ骨材、再生骨材H、砂利及び砂のアルカリシリカ反応性による区分をA以外とする場合は、区分B(標仕6.3.1(2)(イ)(a)から(c)までのいずれかによりアルカリシリカ反応抑制対策を行ったものに限る。)とする。
- ⑨ 混和材料を使用(できる ・ できない)。
- ・使用する場合の種類等は標仕6.3.1(4)、6.3.2(イ)(f)によることとし、監督員の承諾を受けること。

4. 打継ぎの位置、ひび割れ誘発目地、打継ぎ目地
- ① 打継ぎの位置
- ・梁及びスラブ(スラブの中央又は端から1/4付近 ・ 図示による)
- ・柱及び壁(スラブ、梁又は基礎の上端 ・ 図示による)
- ② コンクリートの打継ぎ目地の寸法は、標仕9.7.3(目地寸法)(1)(ア)による
- ③ ひび割れ誘発目地の位置、形状及び寸法(図示による ・)

5. レディミクストコンクリート工場の指定
- 工事開始に先立ち、工場を選定し、監督職員の承諾を受ける。



6. 型枠

① 型枠は、(県産木製型枠 ・ 合板 ・ 金属製 ・ 樹脂系 ・ 打込み型枠 ・ ブロック)とする。

型枠の種類	仕上げ種別	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所
県産木製型枠	－	なし			
標仕6.8.2 (2)(ア)	A種	なし		12	階段
標仕6.8.2 (2)(イ)	B種	なし			
標仕6.8.2 (2)(イ)	C種	なし			
標仕6.8.2 (2)(イ)	普通型枠	なし		12	パルカ基礎、サイン基礎、自転車基礎、集水桝、捨てコン

② スリーブの材質、規格等()

③ 外側に面するコンクリートの打ち増し厚さは()mmとし、打ち増しの範囲は図示による。

④ 打ち放し仕上げのコーンは原則、Pコンとする。また脱型後の穴埋めは、樹脂モルタルにより打ち放し面より2mm程度、引込める。

7. 床中コンクリート

① 適用(☐ する ・ ☐ しない)。

② 適用期間:

③ 強度管理の材齢は、()日とする。

④ 初期養生を行う期間は、コンクリートの圧縮強度が5N/mm2に達するまでとする。

8. 無筋コンクリート

① 無筋コンクリートは、次の場合に適用する。

・捨てコンクリート

・補強筋を必要としないうコンクリート

② 設計基準強度(18)N/mm2、スランプ(18)cm

③ 適用箇所:石積み、サイン基礎、集水桝、階段

7章 タイル工事

1. セメントモルタルによるタイル張り

施工箇所	形状/寸法 (mm)	吸水率による区分 (Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ類)	うわぐすり (施ゆう・無ゆう)	役物 (有・無)	色 (標準・特注)	再生材の 適用	耐凍害性 (有・無)	耐滑り性 (有・無)	下地処理	備考
北側玄関	300角	Ⅰ類	無ゆう	無	標準		有	有		

① 壁タイル張り工法()

② 標準的な曲がりの役物は一体成形とする。

③ タイルの製造所: 原則、評価名簿による。評価名簿にない場合は監督員の承諾を得ること。

④ 見本焼きを(☐ 行う ・ ☐ 行わない)。

⑤ 試験張りを(☐ 行う ・ ☐ 行わない)。

⑥ 既製調合モルタルの製造所: 評価名簿による。

⑦ 保水材の混入量は、実績等の資料を提出したうえで、監督員の承認を得ること。

2. 試験

引張接着試験を(☐ 行う ・ ☐ 行わない)。

8章 金属工事

1. 一般事項

① 製品の取付け当たっては、受材の有無並びにアンカーの長さ、径及び本数等について、十分耐力のある工法を選択し、監督員の承諾を得ること。

② あと施工アンカーの引抜き耐力の確認試験を(☐ 行う ・ ☐ 行わない)。

確認強度は、(15.1)kNとする。

2. 手すり及びタラップ

材質	表面処理	直径	取付箇所
St	HDZ+リン酸処理	図示	図示

③ 亜鉛めっきの試験は(☐ 行う ・ ☐ 行わない)。

試験方法()

9章 左官工事

1. 一般事項

① 下地調整に用いる吸水調整材の使用方法は、製造所の仕様による。

② コンクリート等面の下地及び各塗り層は、清掃のうえ適度の水湿しを行って、次の層の塗り方にかかる。

2. モルタル塗り

① モルタルは(現場調合材料 ・ ☐ 既調合材料)。現場調合材料の場合は標仕15.3.2(1)(ア)、既調合材料の場合はJIS A 6916による。

② 下地、塗り面等の浮いている部分は、直ちに補修する。

使用箇所	仕上の種類	目地の材質	防水の有無	備考
スラブ(北側)	金コテ仕上げ	－	無	
スロープ(北側玄関)	金コテ仕上げ	－	無	

③ 防水剤の製造所: 評価名簿による。

④ 目地の位置及び寸法は、図示による。

⑤ 防水モルタルに用いる防水剤の使用方法は、製造所の仕様による。

⑥ 総塗り厚が25mm以上となる場合は、はく落防止工法とすること。

⑦ 外装タイル張り下地等の下地モルタル塗り及び下地調整材塗りの接着力試験は、(☐ 行う ・ ☐ 行わない)

10章 塗装工事

1. 一般事項

① 防火材料又は建築基準法に基づく指定又は認定を受けたものとする。

② 塗料はホルマリン不検出のもの及び有機溶剤の含有量が少ないものとする。

③ ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシンノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた塗料のホルムアルデヒドの発散量は、F☆☆☆☆とする。

ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量が、F☆☆☆☆の塗料を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。

2. 耐候性塗料(フッ素)

区分	種別	素地ごしらえ	錆止め塗料塗りの種別	上塗りの等級	備考
溶融亜鉛メッキ面		A種		1級	

木部

11章 ユニット及びその他工事

1. 階段滑り止め

① 材質(ステンレス)、形状(L字型)、幅(40)

② 取付け方法は(埋込み工法 ・ ☐ 接着工法)とする。

2. 表示

区分	材質	寸法	厚さ	取付高さ	備考
館名サイン	アルミ鍍肌仕様	2,400×800	t16	図示	
自立サイン(小)	SUS	300×1,200	t16	図示	
自立サイン(大)	SUS	900×1,500	t16	図示	

② 案内用図記号はJIS Z 8210による。

③ 詳細は共通詳細図による。

3. 間知石及びコンクリート間知ブロック種

① 間知石の表面形状(長方形)、材質(無養石)

② 積み方は(布積み)とする。

③ 目塗りは、(☐ 行う ・ ☐ 行わない)。

④ 目地の材質()、厚さ()

⑤ コンクリート間知ブロックの種類()、JISによる質量区分()

(1) ビニル管の接合方法は (☐ 接着接合 ・ ☐ ゴム輪接合(直管以外の継手部には離脱防止金具取付とする)) とする。

(2) ポリエチレン管の接合方法は、50A以下は (☐ メカニカル接合 ・ ☐ 電気融着接合) とし、75A以上は電気融着接合とする。

(3) 特記なき給水管の最小管径は呼径20とする。

(4) 水道直結配管の引込みは水道事業者の指定による。

4. フェンス

① フェンスの種類(☐ 亜鉛・ポリリン酸処理鋼材の上面耐候性樹脂粉体塗装 ・ 樹脂塗装メッシュフェンス ・ 鋼管フェンス ・ アルミフェンス)

② 高さ(☐ 図示 ・)

③ 詳細は共通詳細図による。

12章 排水工事

1. 側溝、排水桝等

① 側溝の形状及び寸法: 図示

② 排水桝、ふたの種類等: 図示

③ グレーチング(下表は参考の仕様であり、現地確認の上で工事受注者側で仕様を決定すること。)

材質	用途	適用荷重	メインバーピッチ	ボルト固定の有無	亜鉛めっき付着量	上面形状	備考
ステンレス	外構側溝用	T-2	細目	無	－	ノンスリップ	ピンヒールが落ちないもの

製造所: 評価名簿による。

④ 鉄鉄製マンホールふた

名称	種類	適用荷重	備考

製造所: 評価名簿による。

⑤ 地業は(砂地業 ・ ☐ 砂利地業)とし、材料は(RC-30)。

⑥ 現場打ちコンクリートの種類は(普通)、設計基準強度は(24)N/mm2、スランプ(18)cm

⑦ 現場打ちの鉄筋の種類等の記号等は(SD295A)

⑧ 凍上抑制層に用いる材料は()。砂の粒度試験は、(☐ 行う ・ ☐ 行わない)。

⑨ 埋め戻し材料:(☐ A ・ ☐ B ・ ☐ C ・ ☐ D)種とする。

鳴門市こども未来館外構工事

四国建設コンサルタント(株)
徳島市応神町応神産業団地3番地1

TEL (088) 683-3393
FAX (088) 683-3563

特記仕様書(6)

S=Non

図番 A-009

2. 街きよ、縁石、側溝

① 街きよ、縁石及び側溝

名称	種類	形状	寸法	備考
地先境界ブロック	プレキャストコンクリート	長方形	150×600×120	

- ② 砂利地盤の材料は(RC-30)、厚さは(100)mmとする。
③ 現場打ちコンクリートの種類は()、設計基準強度は()N/mm2、スランブ()cm
④ 現場打ちの鉄筋の種類(記号等は())
⑤ 凍上抑制層に用いる材料は()。砂の粒度試験は、(行う ・ 行わない)。

3. その他

排水工事の仕様は、図示以外は、建築工事標準詳細図による。

13章 舗装工事

1. 路床

- ① 現場CBR試験を(行う ・ 行わない)。

2. 路盤

- ① 路盤材料(図示)、厚さ(図示)mm
② 路盤の厚さは、設計厚さを下回らないこととする。

3. アスファルト舗装

① 舗装の種類	部位	舗装の構成	舗装の厚さ(mm)
アスファルト	図示	表層	50

・再生アスファルトの種類()

- ② 再生加熱アスファルト混合物を(使用する ・ 使用しない)。

舗装の種類	種類	備考
加熱アスファルト混合物		
再生加熱アスファルト混合物		

- ③ シールコートは(行う ・ 行わない)。
④ アスファルト混合物の抽出試験は(行う ・ 行わない)。
⑤ 切り取り試験を(行う ・ 行わない)。
⑥ 表層の厚さは、設計厚さを下回らないこととする。
⑦ 地域は(一般地域 ・ 寒冷地域)とする。
⑧ 舗装の平坦性は、通行の支障となる水たまりを生じない程度とする。

4. ブロック系舗装

① 区分	部位	クッション材		目地材	種類	形状、寸法、厚さ	曲げ強度	表面加工	備考
インターロッキングブロック舗装	図示	種類	厚さ	目地砂		100×200×80			
		砂	20						

- ② 舗装の仕上がり面は、歩行に支障となる段差がないものとする。

5. 砂利敷き

砂利敷きは玉砂利とする。

6. 区画線

- ① 路面標示位置、間隔は図示による。
② 材料:種類(溶解式)、色(白)、塗布幅(150mm)、塗布厚さ(1mm)

7. 視覚障がい者誘導ブロック

① 施工箇所	種類	寸法(mm)	厚さ	色彩

- ② ブロックパターンはJIS T 9251による。
③ 設置位置:図示

8. 排水の処理

舗装版切断に伴い発生する排水は汚泥に該当するため、関係法令等に基づき適正に処理すること。

14章 植栽工事

1. 一般事項

- ① 土壌の水素イオン濃度指数(pH)の試験は(行う ・ 行わない)。
② 土壌の電気伝導度(EC)等の試験は(行う ・ 行わない)。

2. 植栽基盤

- ① 植栽基盤整備工法は(A ・ B ・ C ・ D)種とする。
② 土壌改良材は(適用する ・ 適用しない)。
材料()、使用量()
③ 有効土層の面積及び厚さは図示による。

3. 植樹

- ① 樹木の樹種、寸法、株立数及び刈込みものは図示による。
② 植え込み用土は(現場発生土 ・ 客土)とする。客土は(畑土)とする。
③ 支柱丸太及び添え木丸太は、加圧式防腐処理丸太材(ACQ処理)とする。
④ 支柱の形式は(添え柱形 ・ 島居形 ・ ハッ掛け形 ・ 布掛け形 ・ ワイヤ掛け形 ・ 地下埋設形)とする。
⑤ 幹巻き用材料は、(幹巻き用テープ ・ わら及びこも)とする。
⑥ 新植樹木の枯補償期間は、引渡の日から(年)とする。

15章 給水設備

1. 配管材料等

- ① ビニル管の接合方法は (接着接合 ・ ゴム輪接合(直管以外の継手部には離脱防止金具取付とする)) とする。
② ポリエチレン管の接合方法は、50A以下は (メカニカル接合 ・ 電気融着接合) とし、75A以上は電気融着接合とする。
③ 特記なき給水管の最小管径は呼径20とする。
④ 水道直結配管の引込みは水道事業者の指定による。

2. 水栓

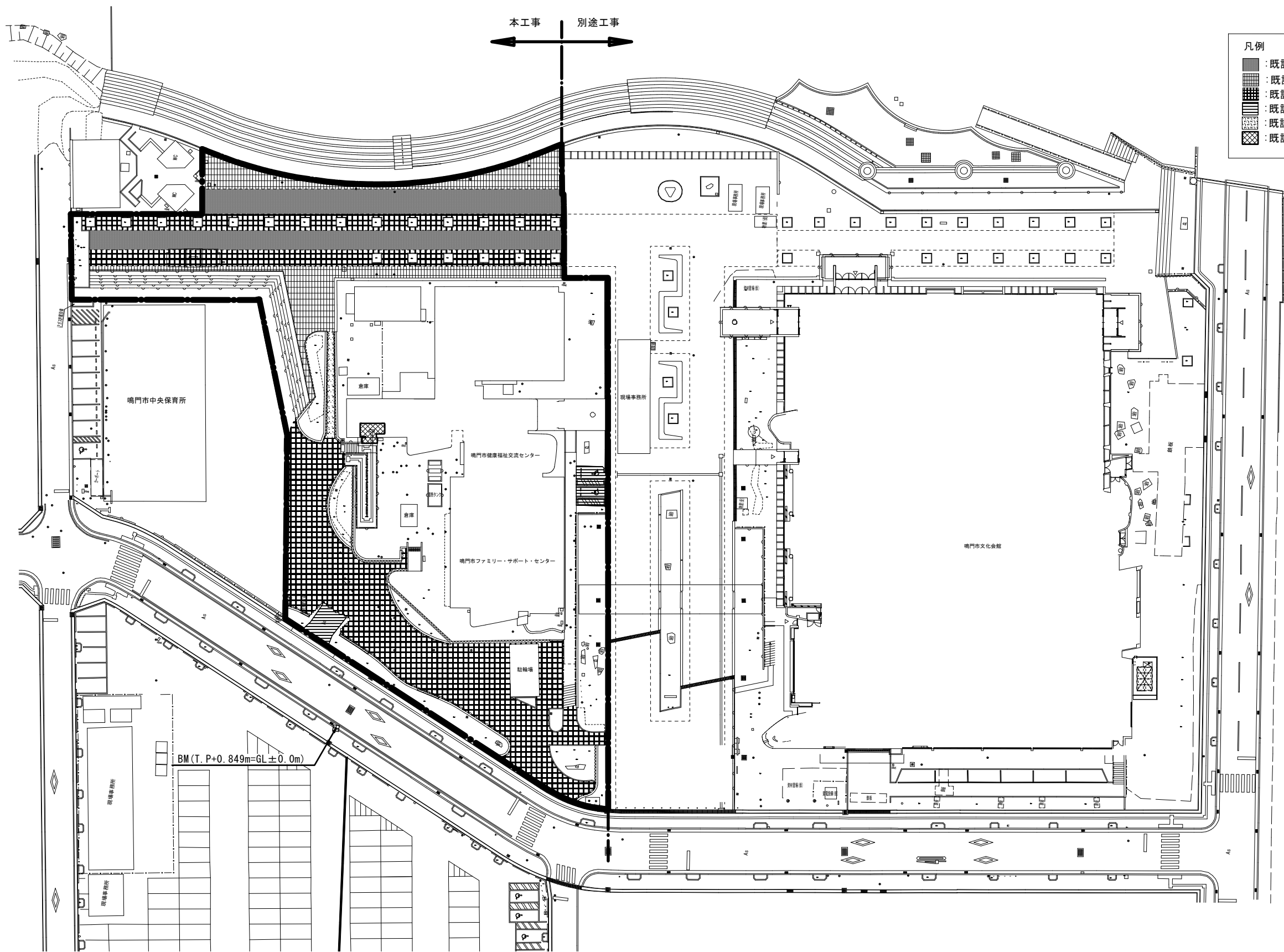
屋外の水栓は(キー式ハンドル ・ 図示)による。

3. 水栓柱

合成樹脂 ・ アルミニウム合金製 ・ ステンレス鋼製

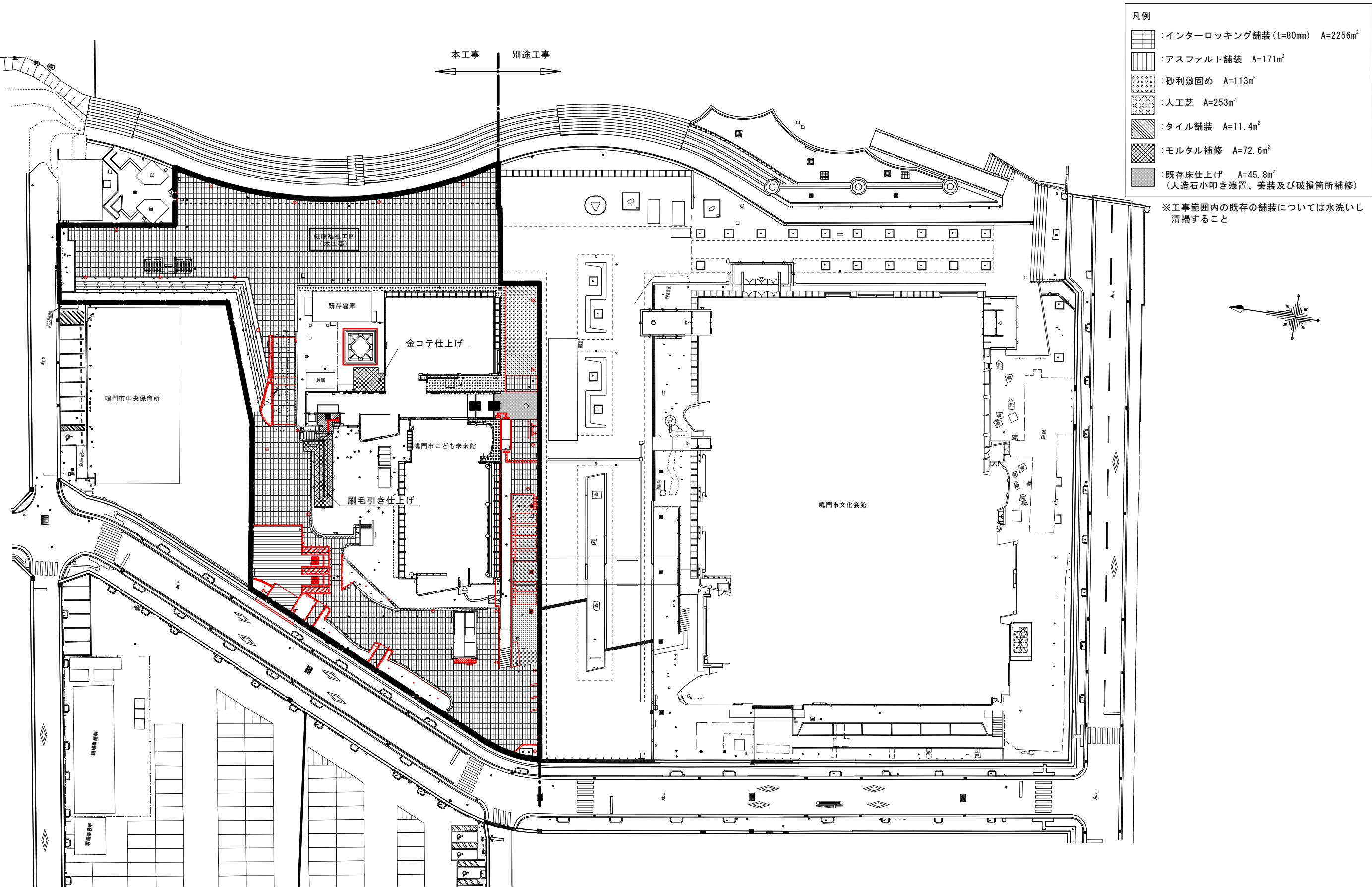
工事区分表

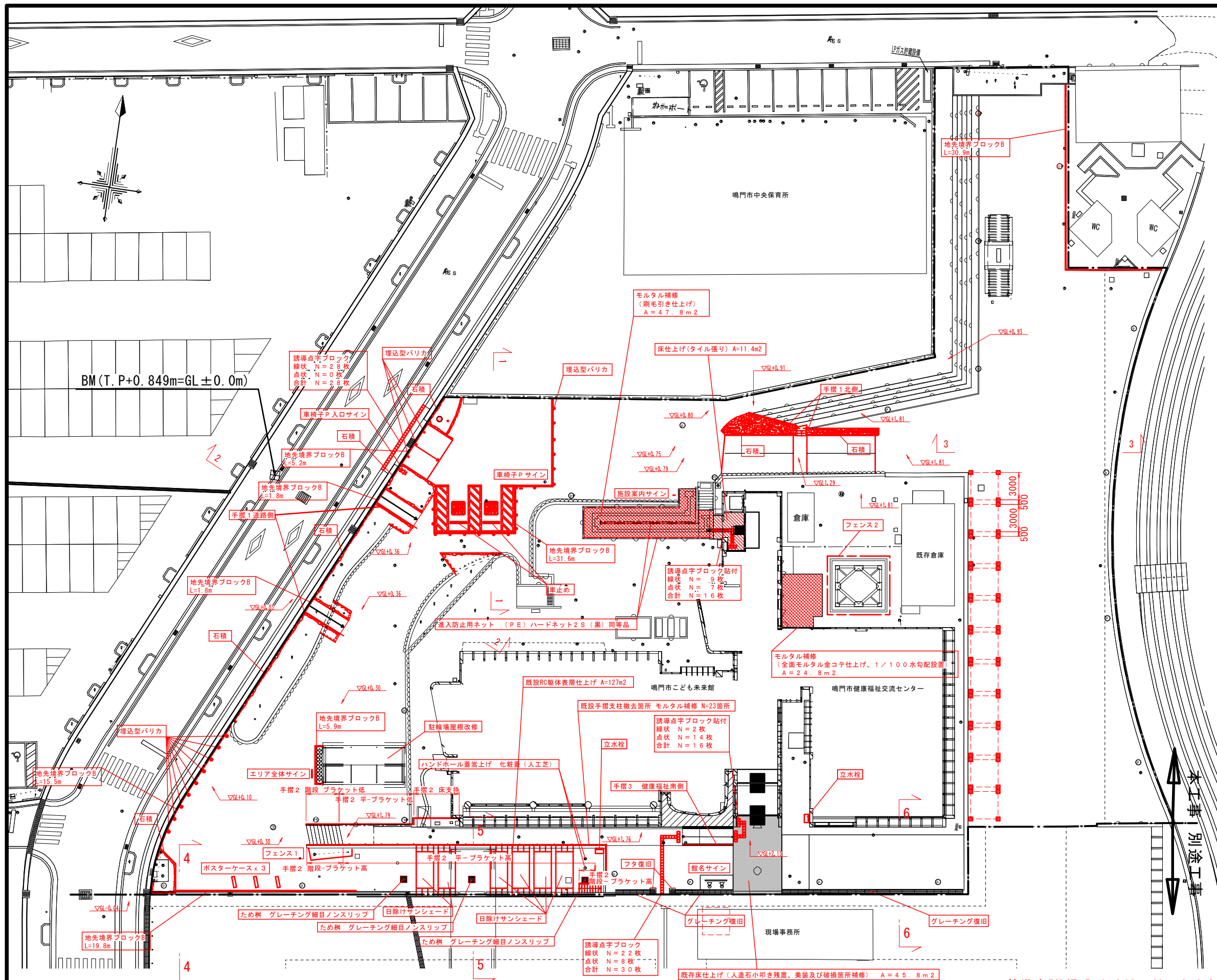
項目	外構工事 (本工事)	電気工事 (別途工事)	外構工事 (別途工事)	その他
渠、壁、床スリプ入れ				
同上穴埋補修				
スリプ開口補強(鉄筋)				
同上(リソブレン等)				
床、天井点検口				
設備機盤天井開口墨出				
同上切込み及び開口補強				
縦樋(GLまで)				
給排水ガラリ取り付け				
舗装の撤去・復旧	○		○	工事範囲は図面参照
埋設管敷設箇所の土工事(舗装撤去・復旧は除く)		○		
L E D手摺りの設置			○	
L E D手摺りの配線		○		



 : 既設タイル撤去 (t=18mm) A=526m²
 : 既設インターロッキング撤去 (t=60mm) A=348m²
 : 既設平板ブロック撤去 (t=60mm (想定)) A=1191m²
 : 既設アスファルト舗装撤去 A=59.0m²
 : 既設コンクリート舗装撤去 (t=100mm (想定)) A=23.7m²
 : 既設床材 (タイル) 撤去 A=11.4m² (t=8mm (想定))

図番	A-011
----	-------





- 凡例
- ∞ : 石積 A=85. 4m²
(新規40. 2m², 既設流用45. 2m²)
 - : 地先境界ブロックB (w=150mm)
L=112. 5m
 - : ポスターケース 3箇所
 - : バリカ埋込式 31箇所
 - ☒ : テントフック 44箇所
 - 誘導点字ブロック
誘導点字ブロック
線状ブロック N=50枚
点状ブロック N= 8枚
誘導点字ブロック貼付 (玄関入口付近)
線状ブロック N=11枚
点状ブロック N=21枚
 - サイン
自立サイン(1)×3
車椅子P入口サイン 1箇所
車椅子Pサイン 1箇所
施設案内サイン 1箇所
自立サイン(2)×1
エリア全体サイン 1箇所
館名サイン 1箇所
 - 植栽
植栽計画図 参照
 - 手摺
手摺1北側 L=23. 6m
手摺1道路側 L=10. 4m
手摺2階段-ブラケット低 L= 3. 6m
手摺2平-ブラケット低 L= 8. 1m
手摺2階段-ブラケット高 L= 6. 7m
手摺2平-ブラケット高 L=33. 9m
手摺2床支持 L= 4. 6m
手摺3健康福祉南側 L=11. 1m
 - 排水設備関連
ため樹(RA-3) 3箇所
※排水管は既設を利用する。
既設排水管の位置及び高さを
確認し設置すること。
マス蓋復旧(N=1枚) 2箇所
グレーチング復旧 L=3. 7m
グレーチング復旧 L=6. 2m
グレーチング復旧 L=19. 8m
 - フェンス 2箇所
フェンス1 L= 6. 6m
フェンス2 L=26. 6m
 - 進入防止用ネット L=43. 5m
 - 車止め 6箇所
 - 立水栓 2箇所
 - ハンドホール蓋嵩上げ 2箇所
 - 日除けサンシェード N=6枚

※基準点BM (T. P+0. 849m=GL±0. 0m)

鳴門市こども未来館外構工事



四国建設コンサルタント(株)
徳島市応神町応神産業団地3番地1

TEL (088) 683-3393
FAX (088) 683-3563

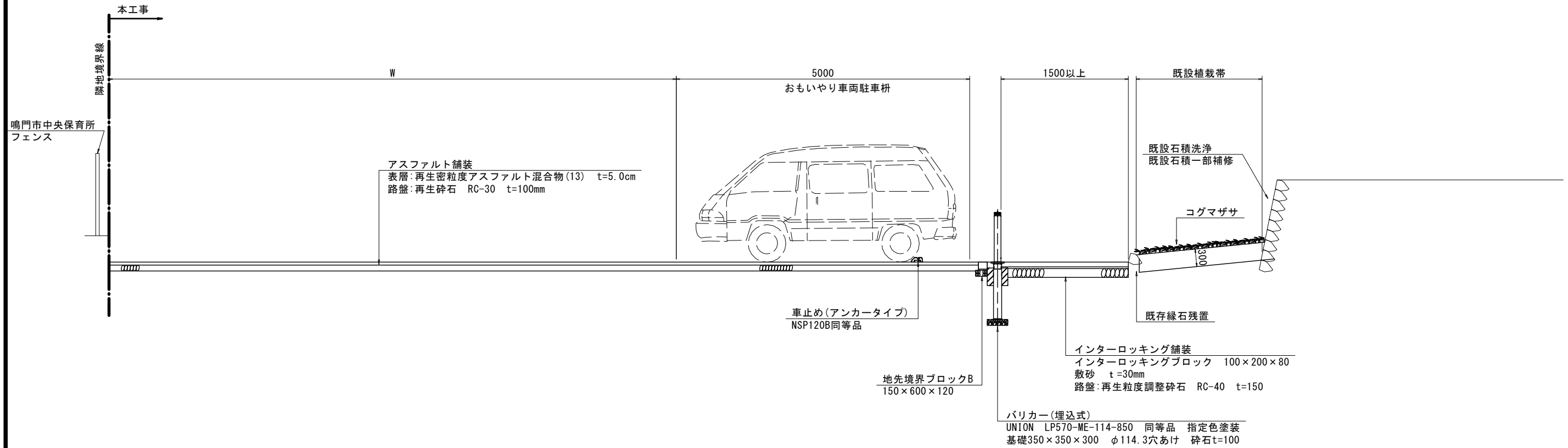
外構改修図

A2 S=1:300

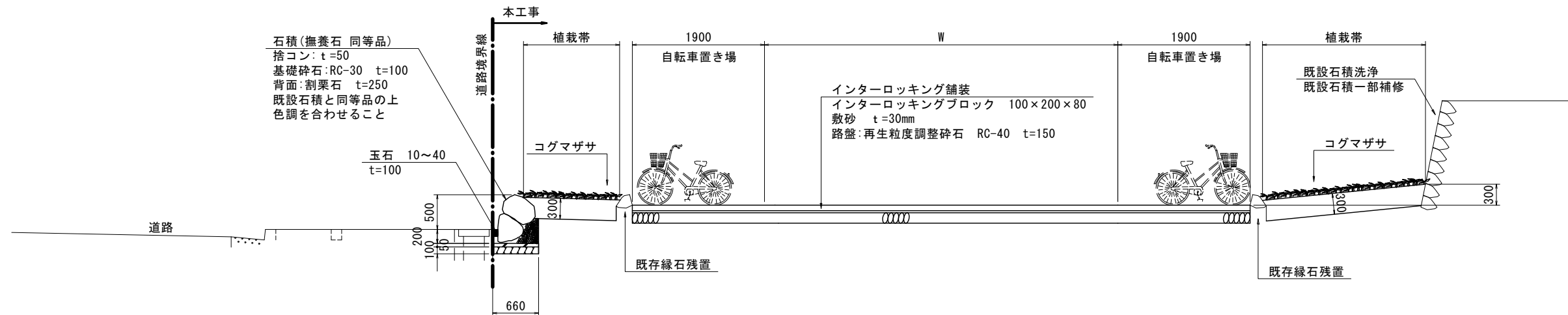
図番

A-015

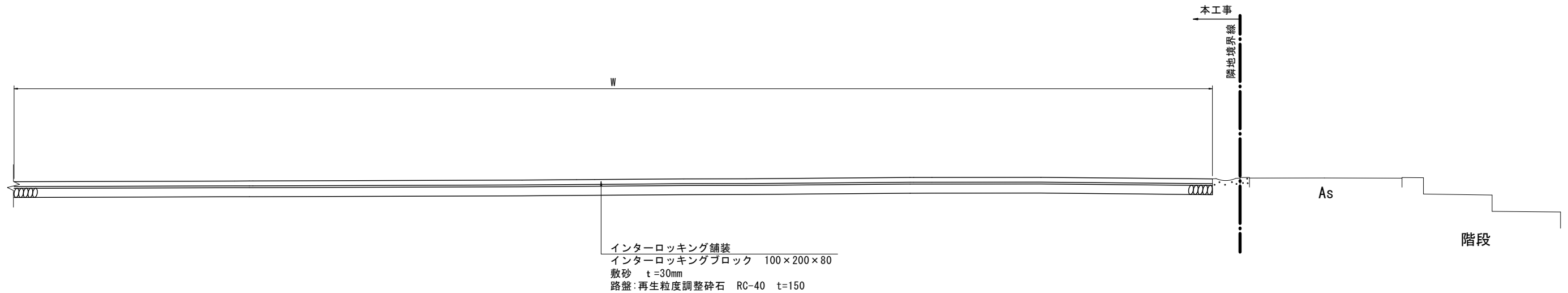
1-1断面 S=1:50



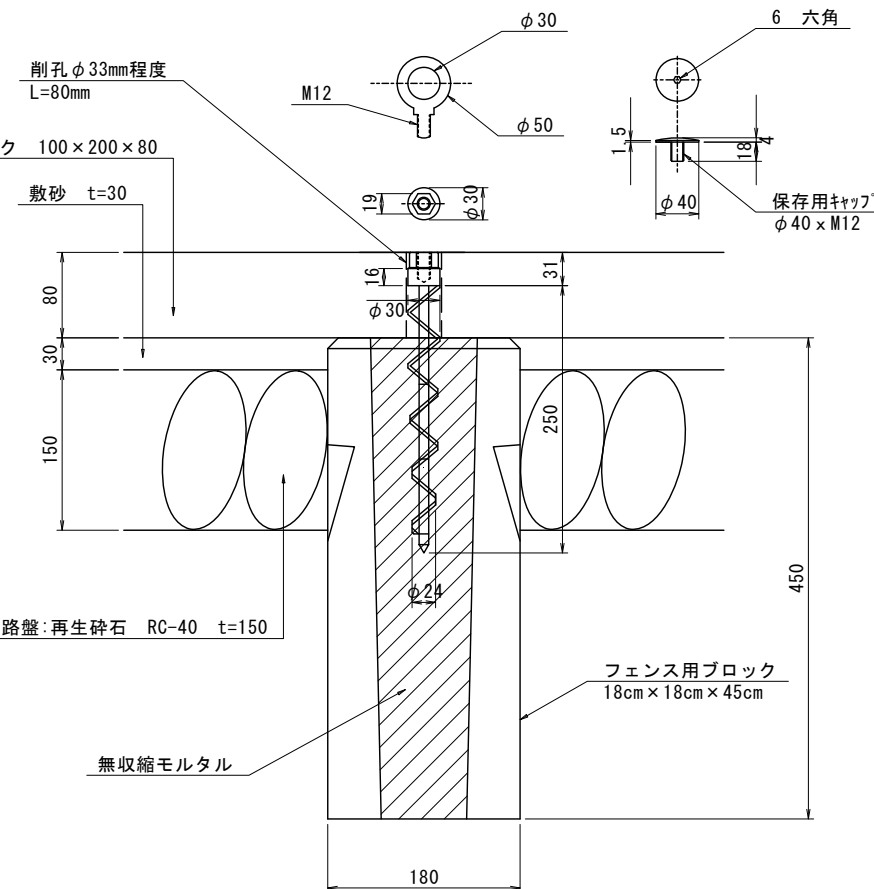
2-2断面 S=1:50



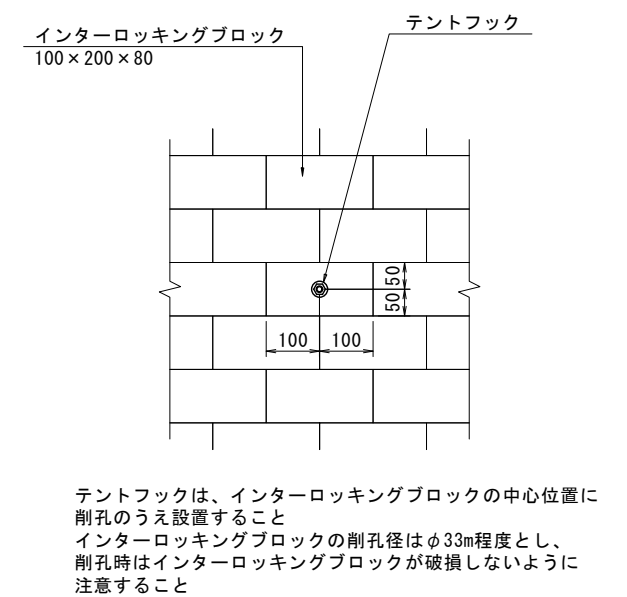
3-3断面 S=1:50



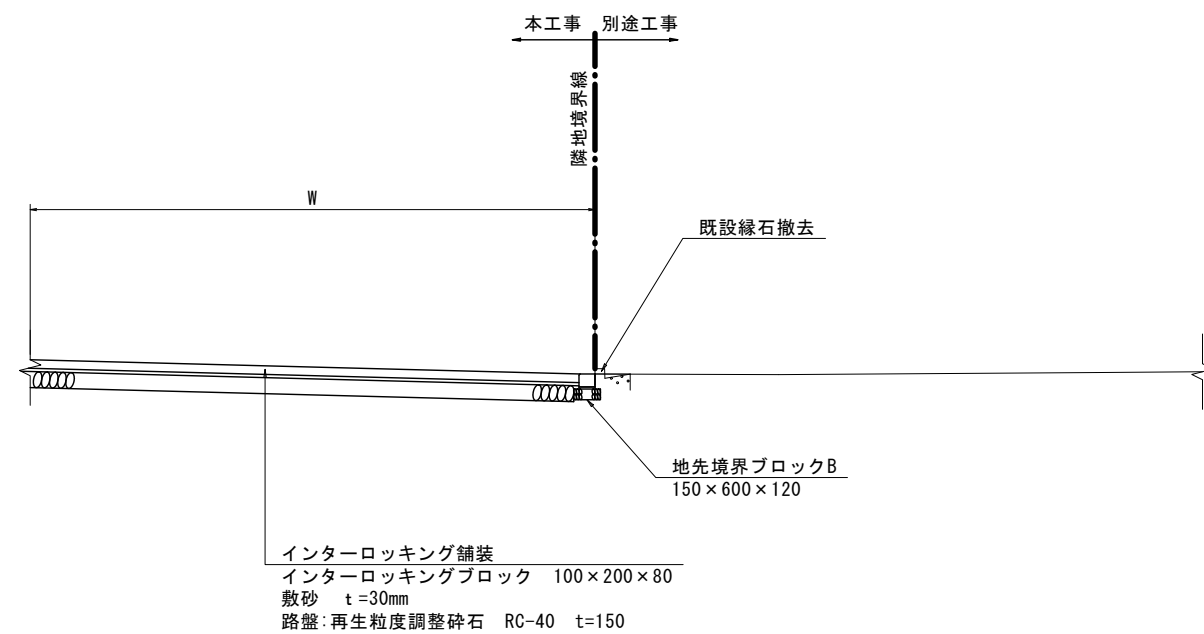
テントフック S=1:5



テントフック配置図 S=1:10

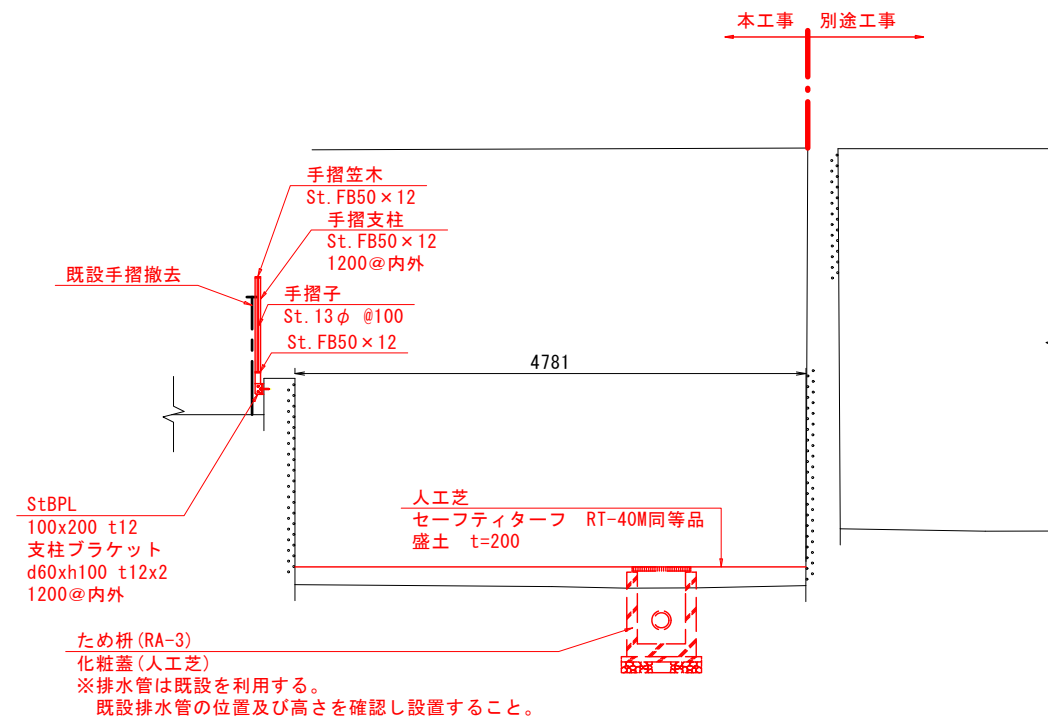


4-4断面 S=1:50

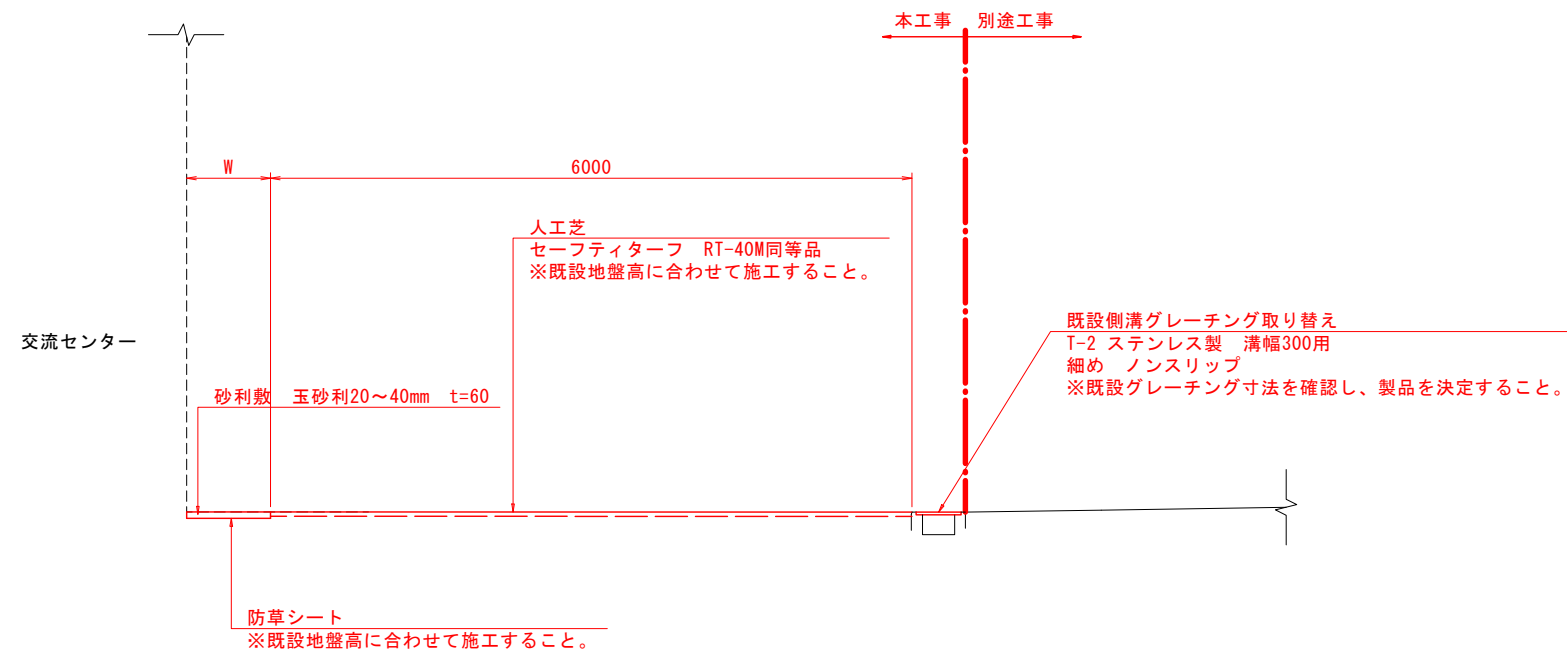


地面に挿入してからアイボルトを付けてエア遊具等を固定する
先にアイボルトを付けておくとインパクトレンチが使用できない

5-5断面 S=1:50

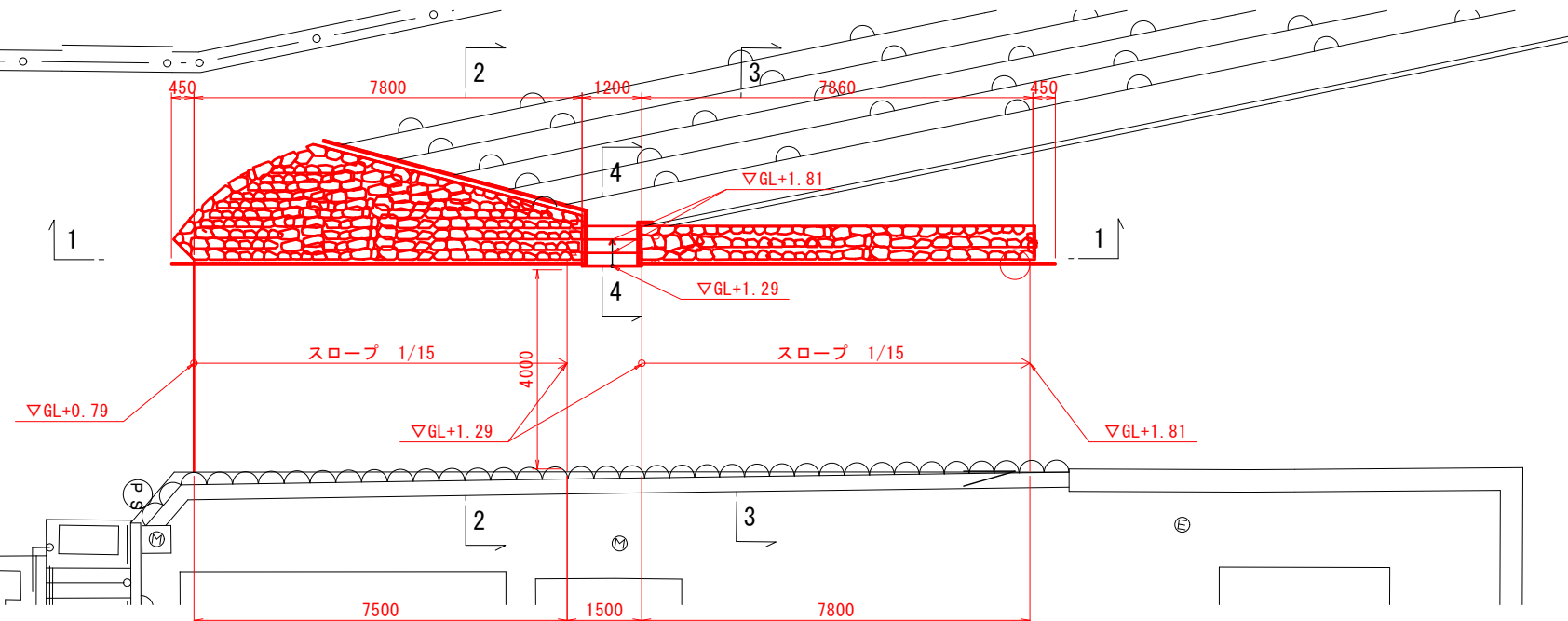


6-6断面 S=1:50

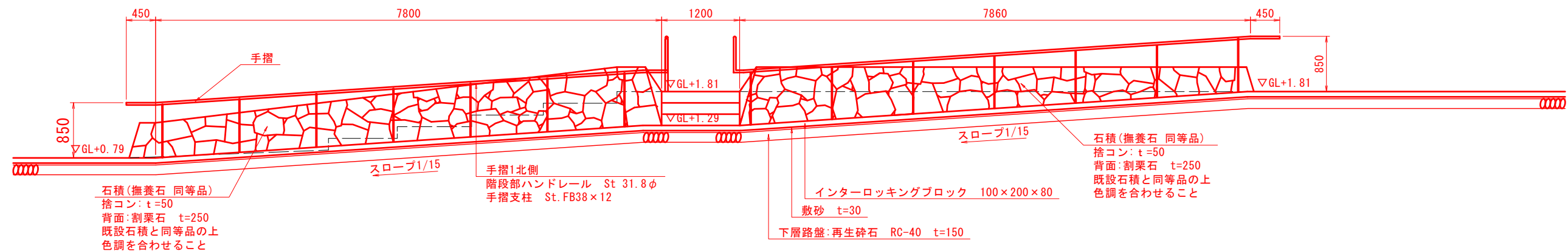


平面図 S=1:100

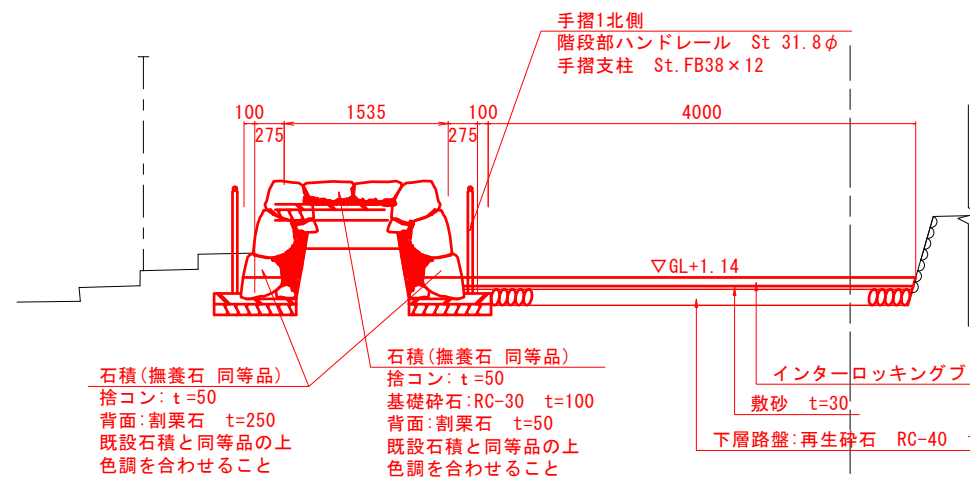
基準点BM (T. P+0. 849m=GL±0. 0m)
※この基準点からの高低差を
「GL+〇. 〇〇」と記載しております。
※A-011参照下さい



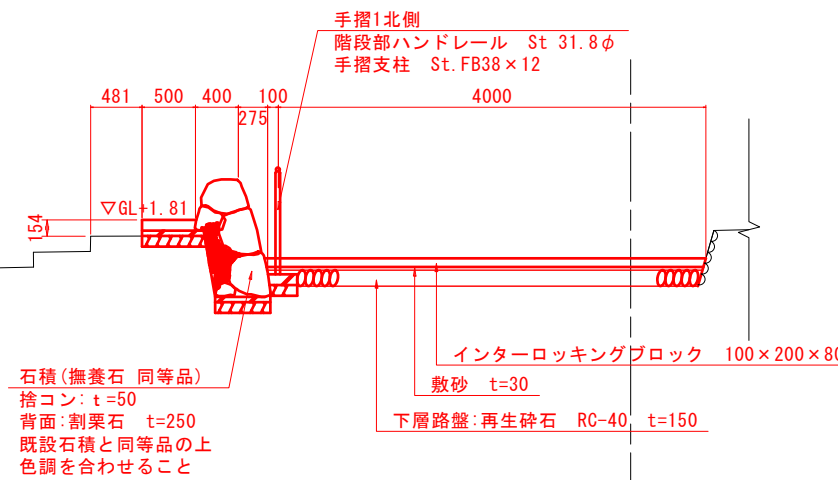
1-1断面 S=1:50



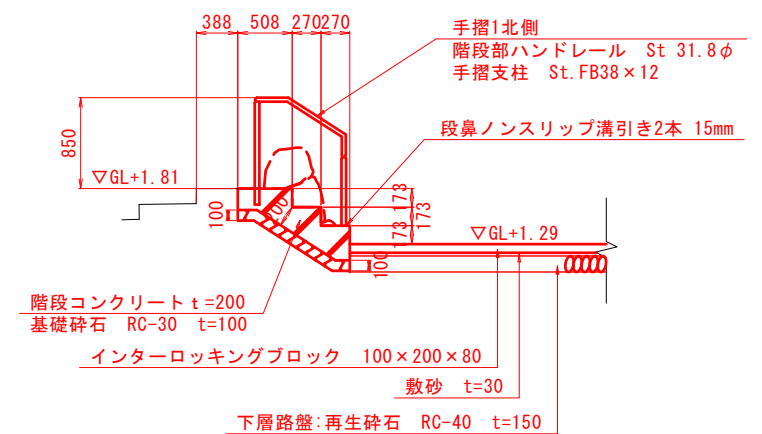
2-2断面 S=1:50



3-3断面 S=1:50



4-4断面 S=1:50

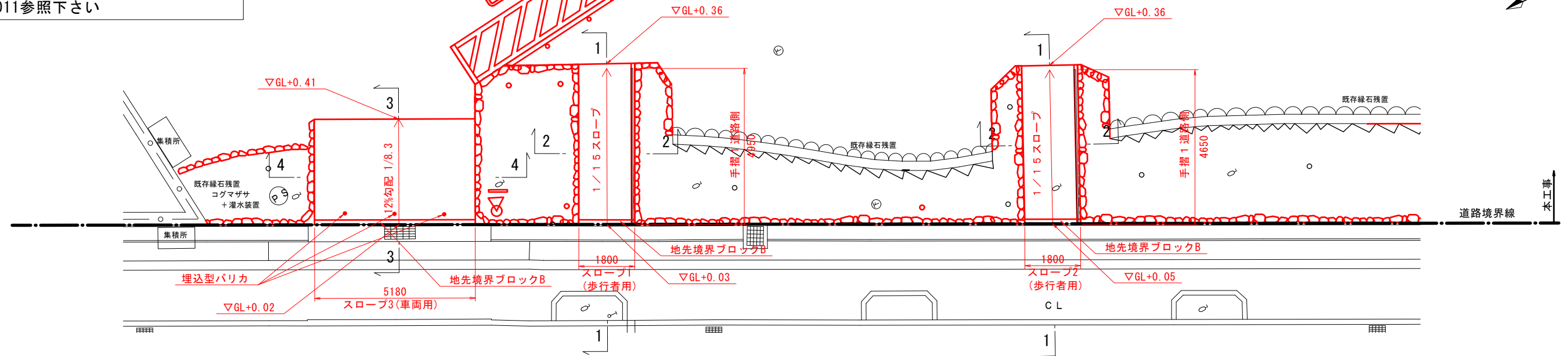
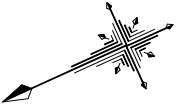


※基準点BM (T. P+0. 849m=GL±0. 0m)

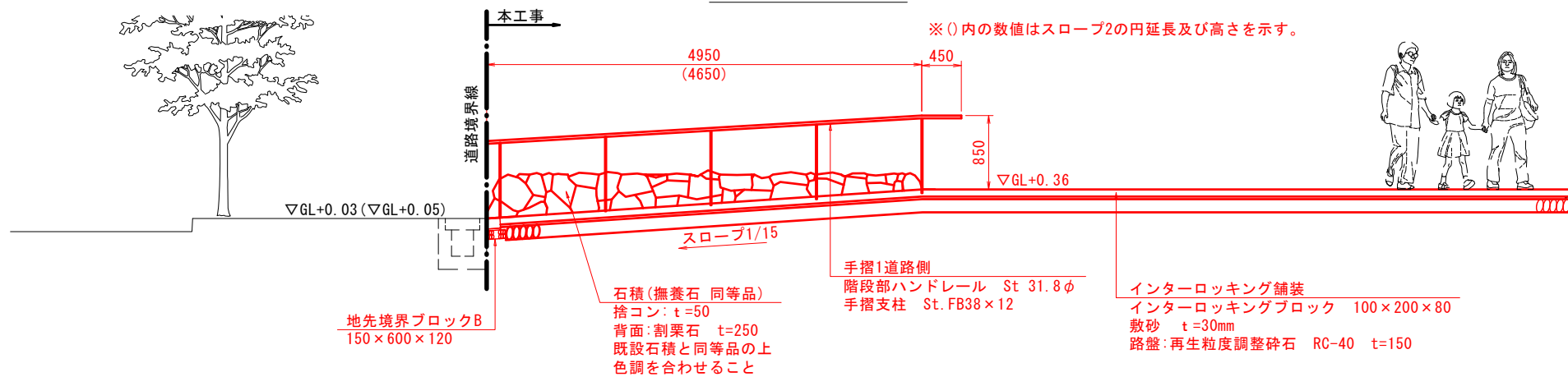


平面図 S=1:100

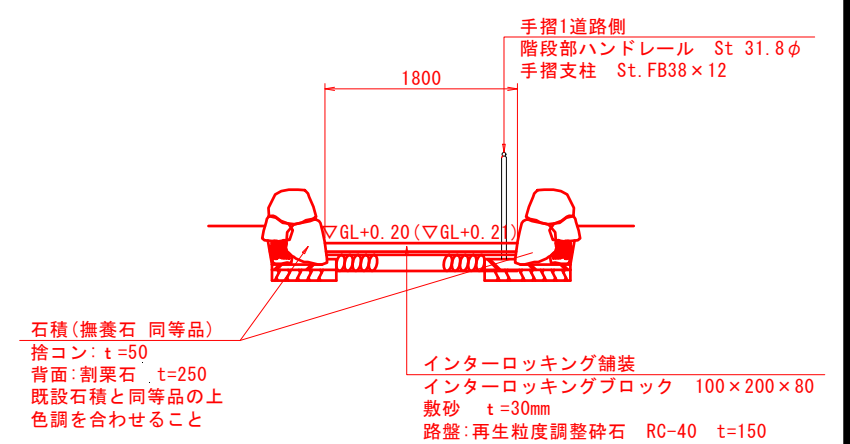
基準点BM (T. P+0. 849m=GL±0. 0m)
 ※この基準点からの高低差を
 「GL+0. 〇〇」と記載しております。
 ※A-011参照下さい



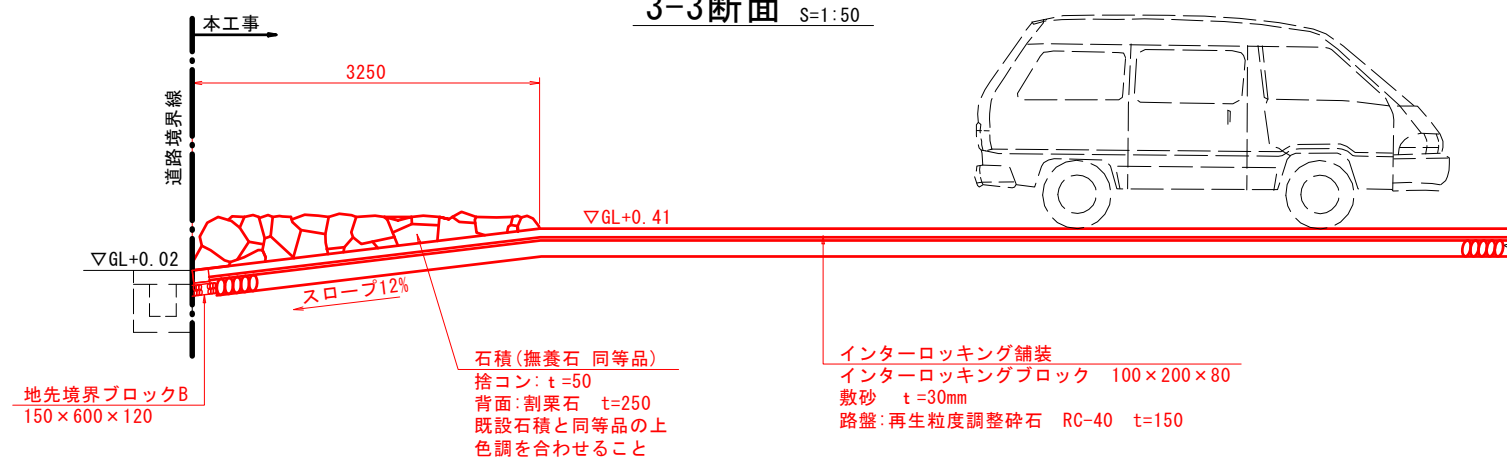
1-1断面 S=1:50



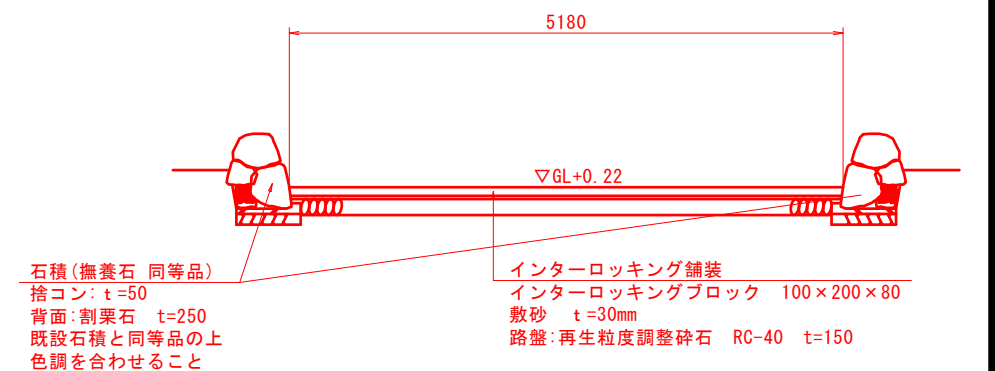
2-2断面 S=1:50



3-3断面 S=1:50



4-4断面 S=1:50



※基準点BM (T. P+0. 849m=GL±0. 0m)

鳴門市こども未来館外構工事



四国建設コンサルタント(株)
 徳島市応神町応神産業団地3番地1

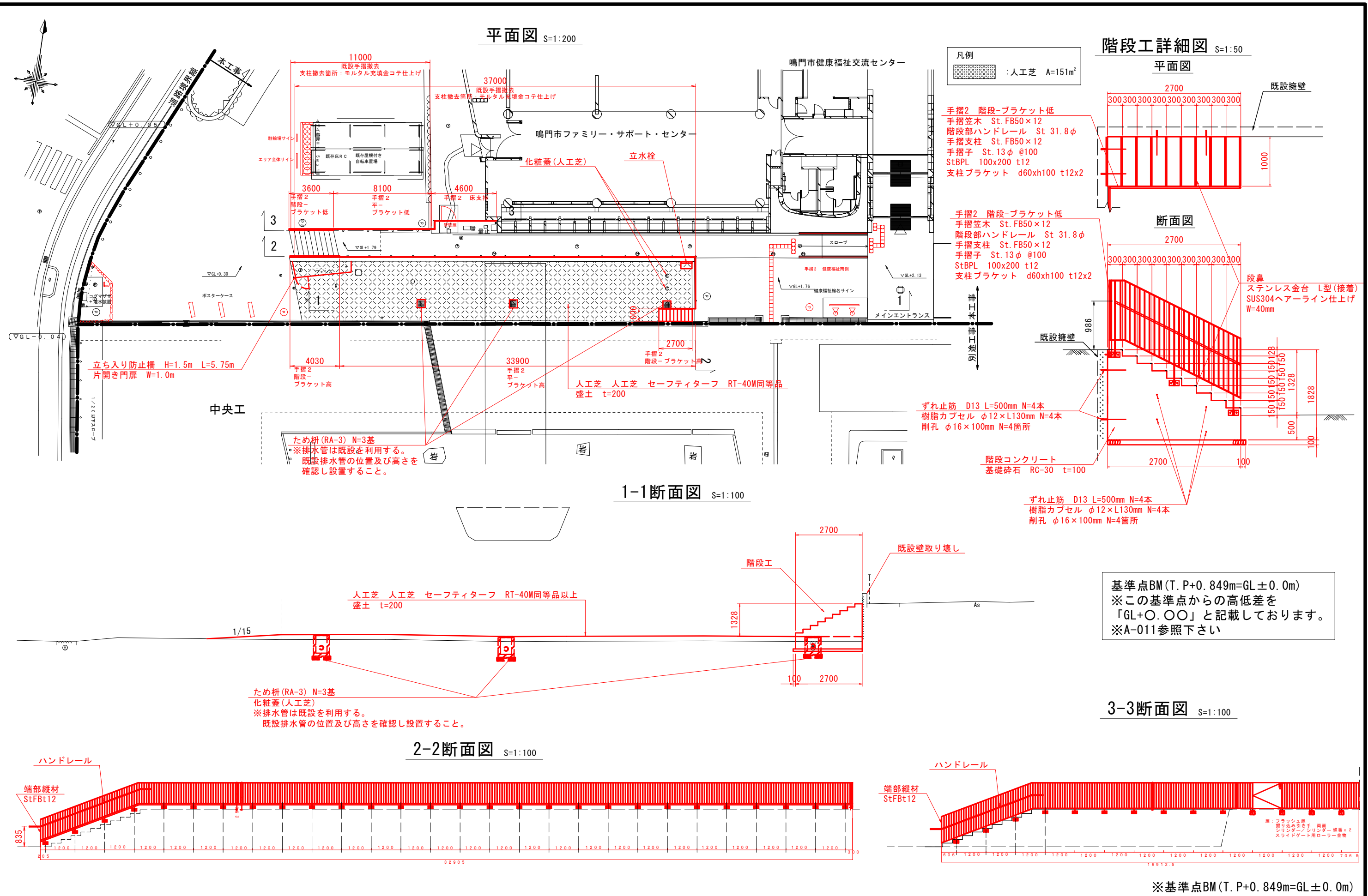
TEL (088) 683-3393
 FAX (088) 683-3563

スロープ詳細図(2)

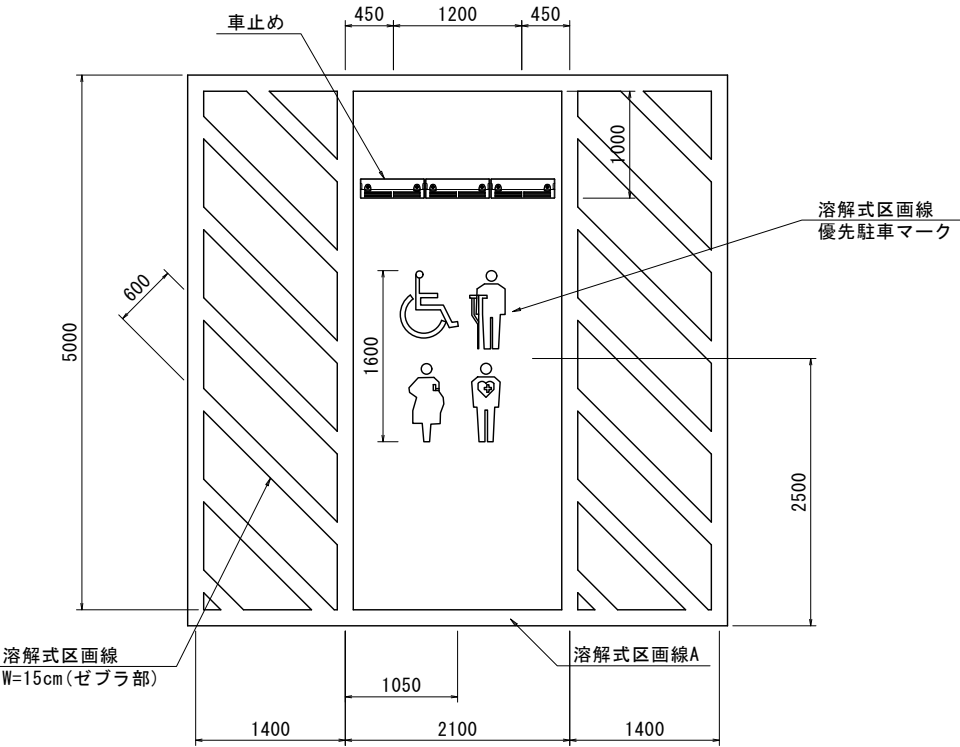
A2 図示

図番

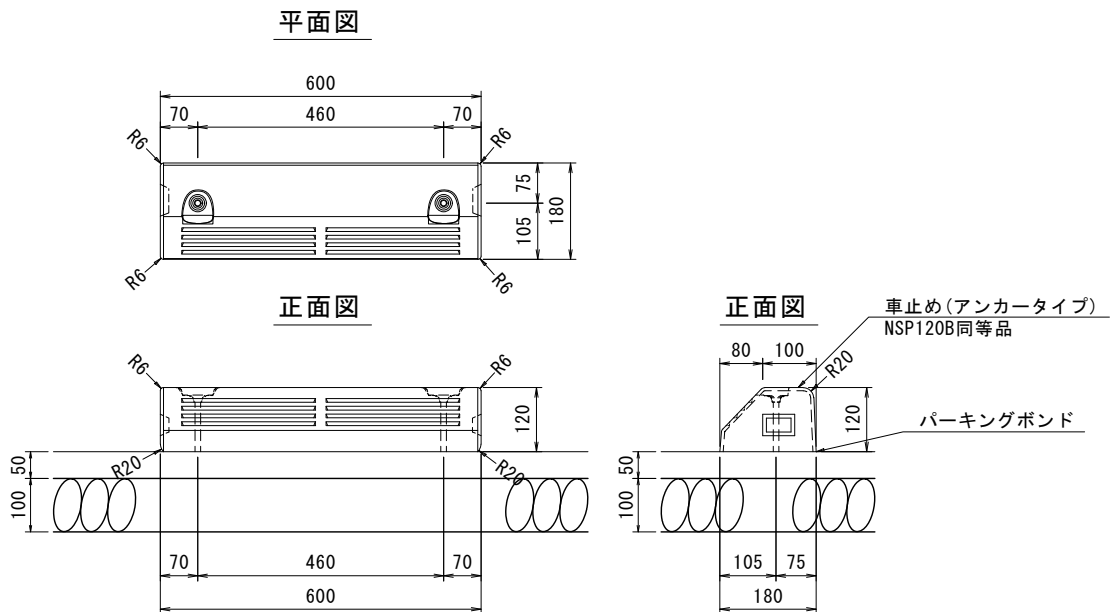
A-020



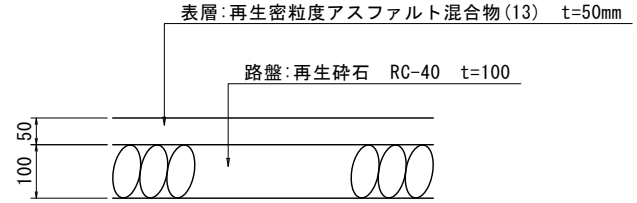
おもいやり車両駐車枡 詳細図 S=1:50



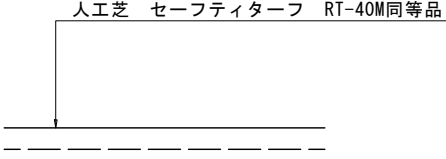
車止め詳細図 S=1:10



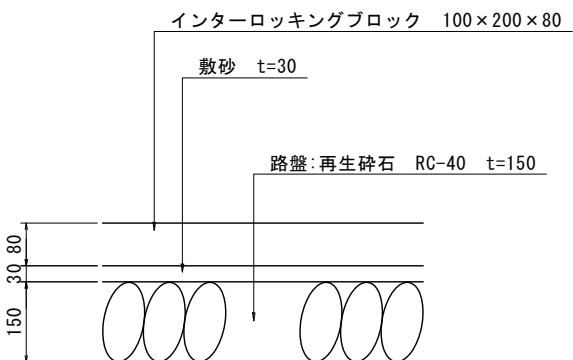
アスファルト舗装 S=1:10



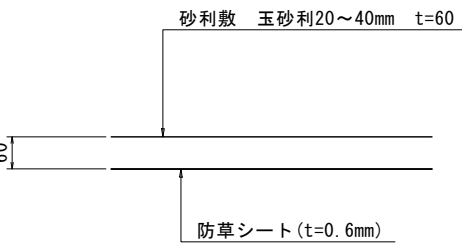
人工芝舗装 S=1:10



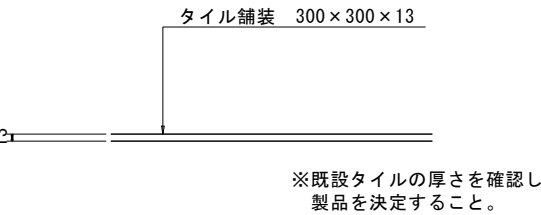
インターロッキング舗装 S=1:10



砂利敷舗装 S=1:10



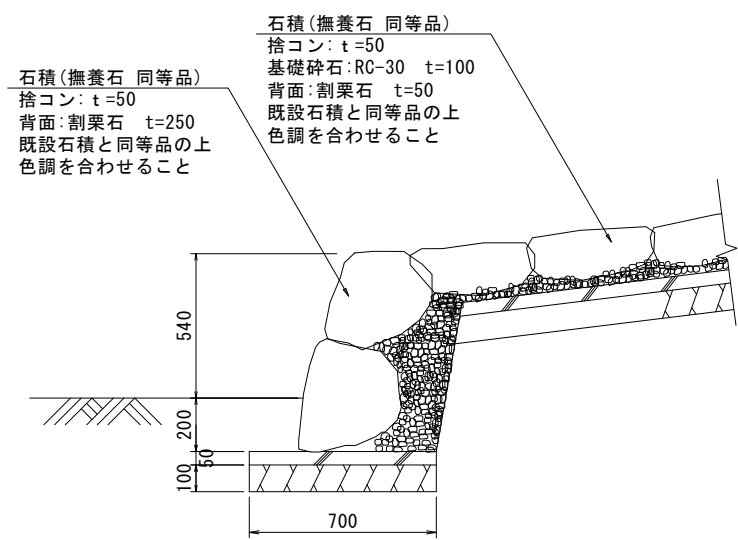
タイル舗装 S=1:10



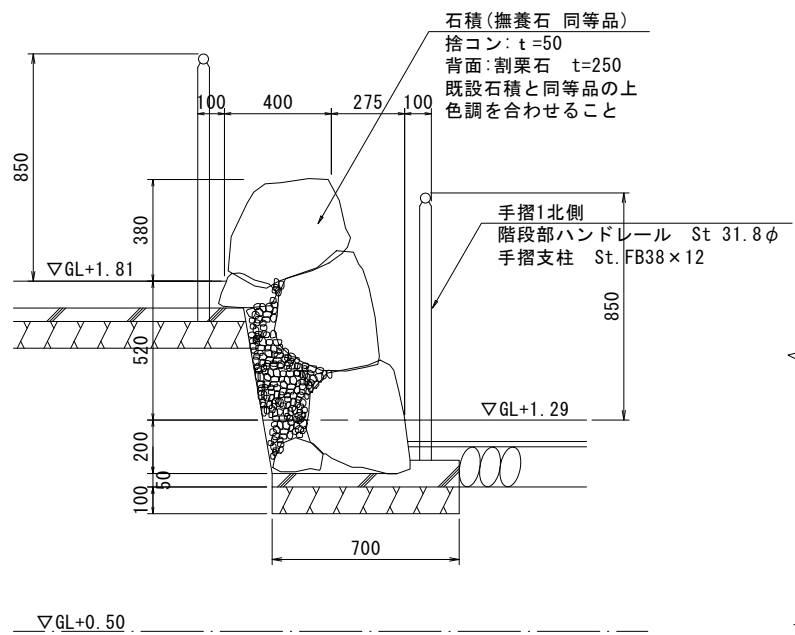
基準点BM(T. P+0.849m=GL±0.0m)
※この基準点からの高低差を
「GL+0.〇〇」と記載しております。
※A-011参照下さい

※基準点BM(T. P+0.849m=GL±0.0m)

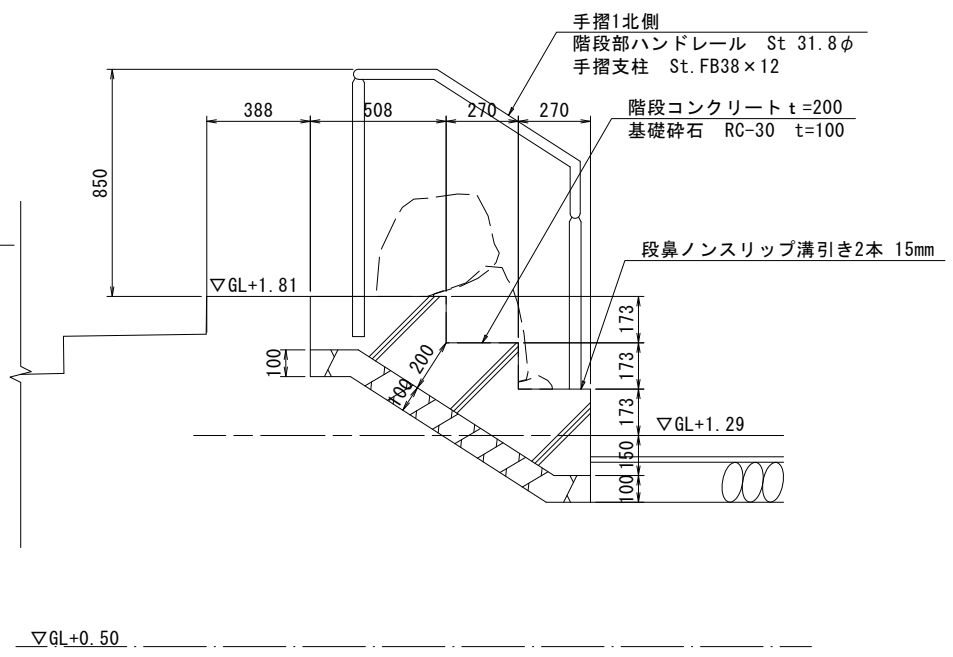
北側スロープ脇 石積み図 S=1:20



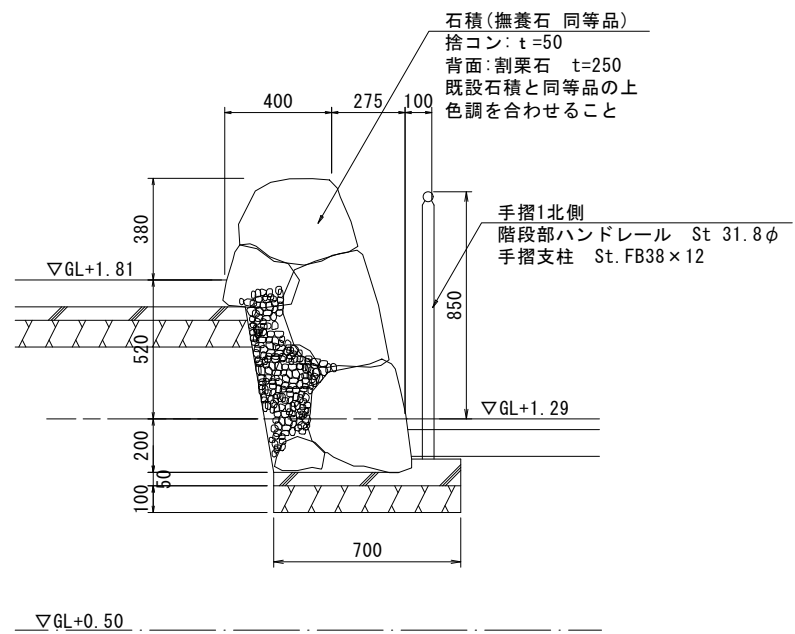
北側スロープ脇 石積み図 S=1:20



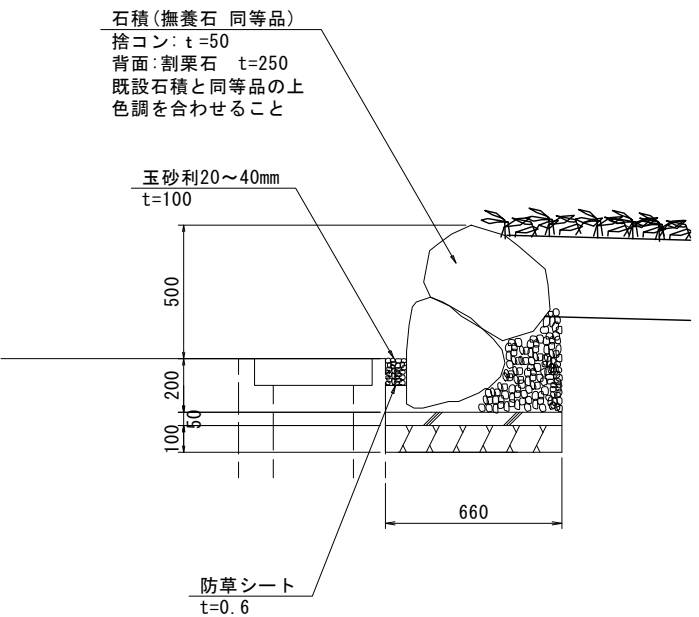
北側スロープ脇 石積み階段部分図 S=1:20



北側スロープ脇 石積みベンチなし図 S=1:20

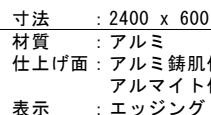


健康福祉西側 石積み図 S=1:20



※基準点BM (T. P+0.849m=GL±0.0m)

S=1:10



※フォントは文化会館等サインに揃える
※表示内容は別途打合せの上決定

BPL : SUS304 T100x200x9

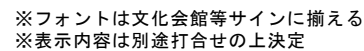
リブ : SUS304 t6

ケミカルアンカー : SUS304 -M10 DN @12

基礎2500x450x400
鉄筋D10タテ、ヨコ@200
捨てコンクリート2600×800×50
砕石2600×800×100

S=1:20

- 自立サイン(1)※両面表示
寸法 : 300×1200
仕上げ面: SUS t16
 フッ素樹脂焼付塗装
表示 : シルク印刷



BPL:SUS304 T100×200×9

リヴ: SUS304 t6

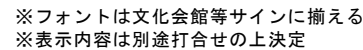
ケミカルアンカー-
SUS304-M10DN@12

基礎400x450x400
鉄筋D10タテ、ヨコ@200
捨てコンクリート500×800×50
砕石500×800×100

S=1 : 40

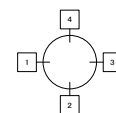
S=1:20

- 自立サイン(2)※両面表示
寸法 : 900×1500
仕上げ面: SUS t16
表示 : シルク印刷
フッ素樹脂焼付塗装

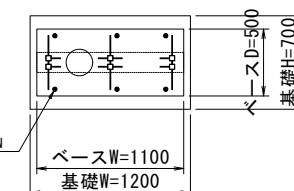


共通仕様
※指定色は1色
※フォントは文化会館等サインに揃える
※表示内容は別途打合せの上決定

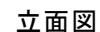
縮尺1/12 (A3)



アン

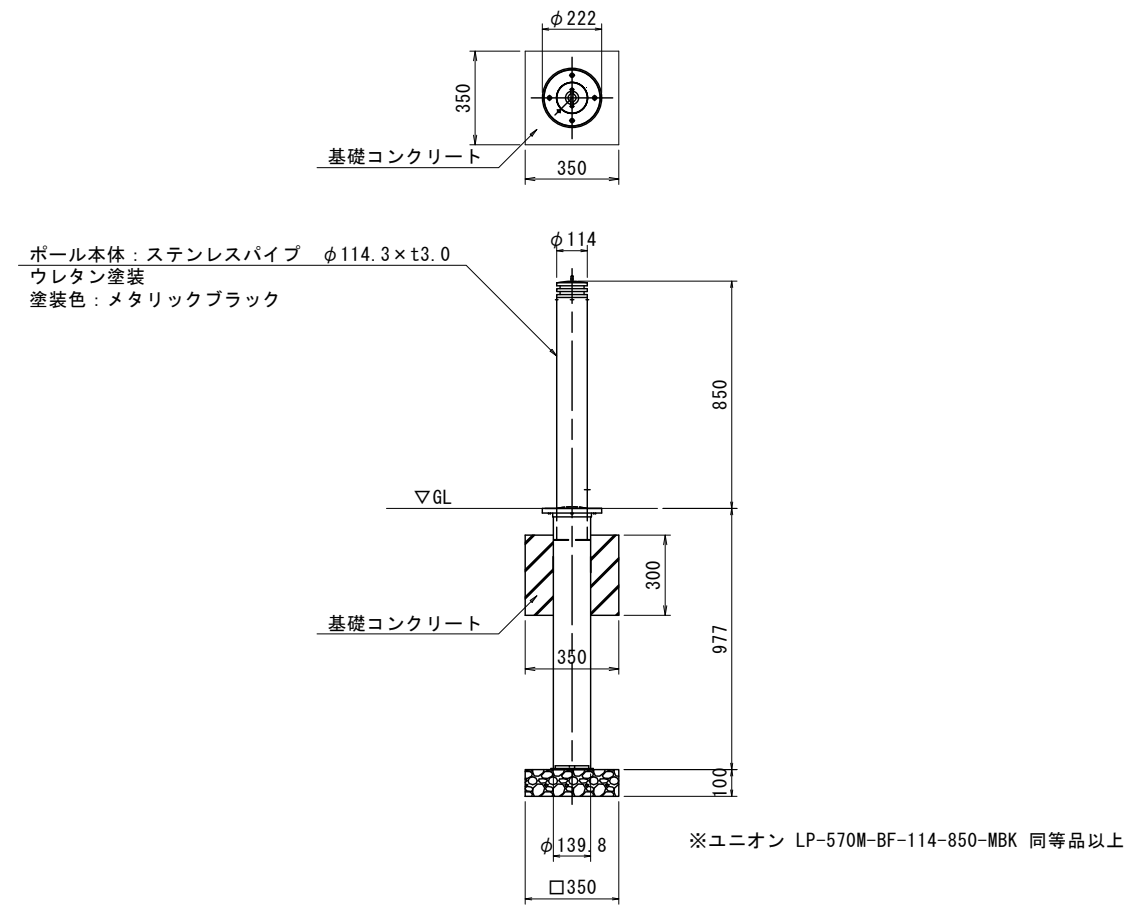


仕上：フッ素樹脂焼付塗装
※フォントは文化会館等サインに揃える

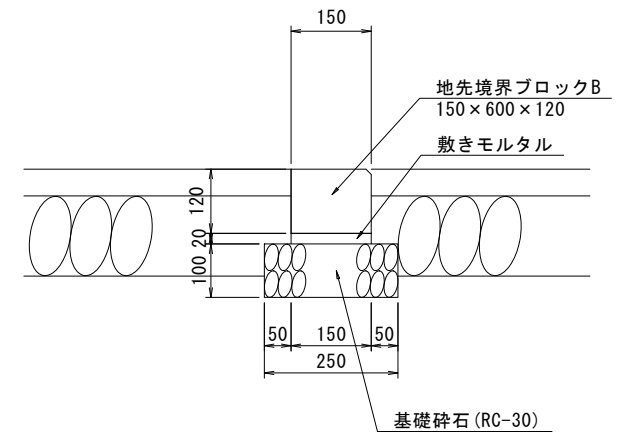


基礎1300x1000x300
鉄筋D10タテ、ヨコ@200
捨てコンクリート1350×1100×50
砕石1350×1100×100

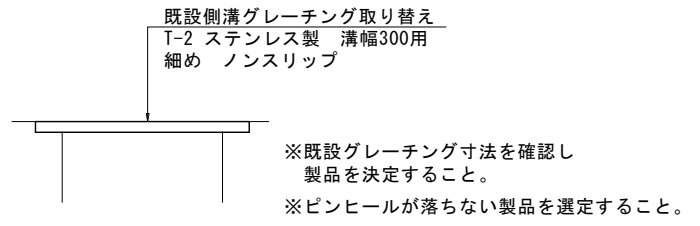
埋込型バリカ S=1:20



地先境界ブロック S=1:10

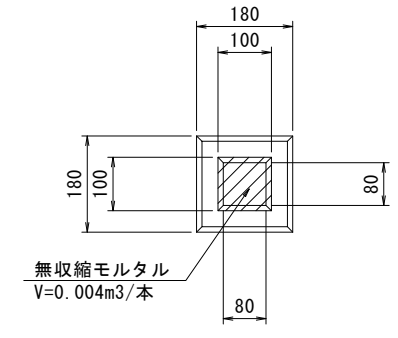


グレーチング S=1:10

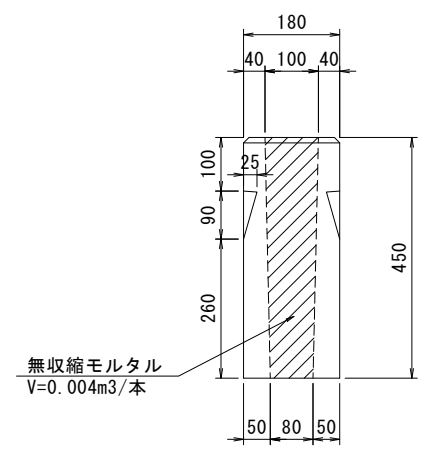


フェンス基礎ブロック S=1:10
(テントフック基礎部)

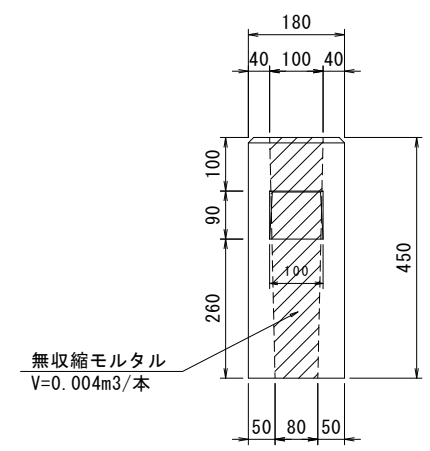
平面図



側面図

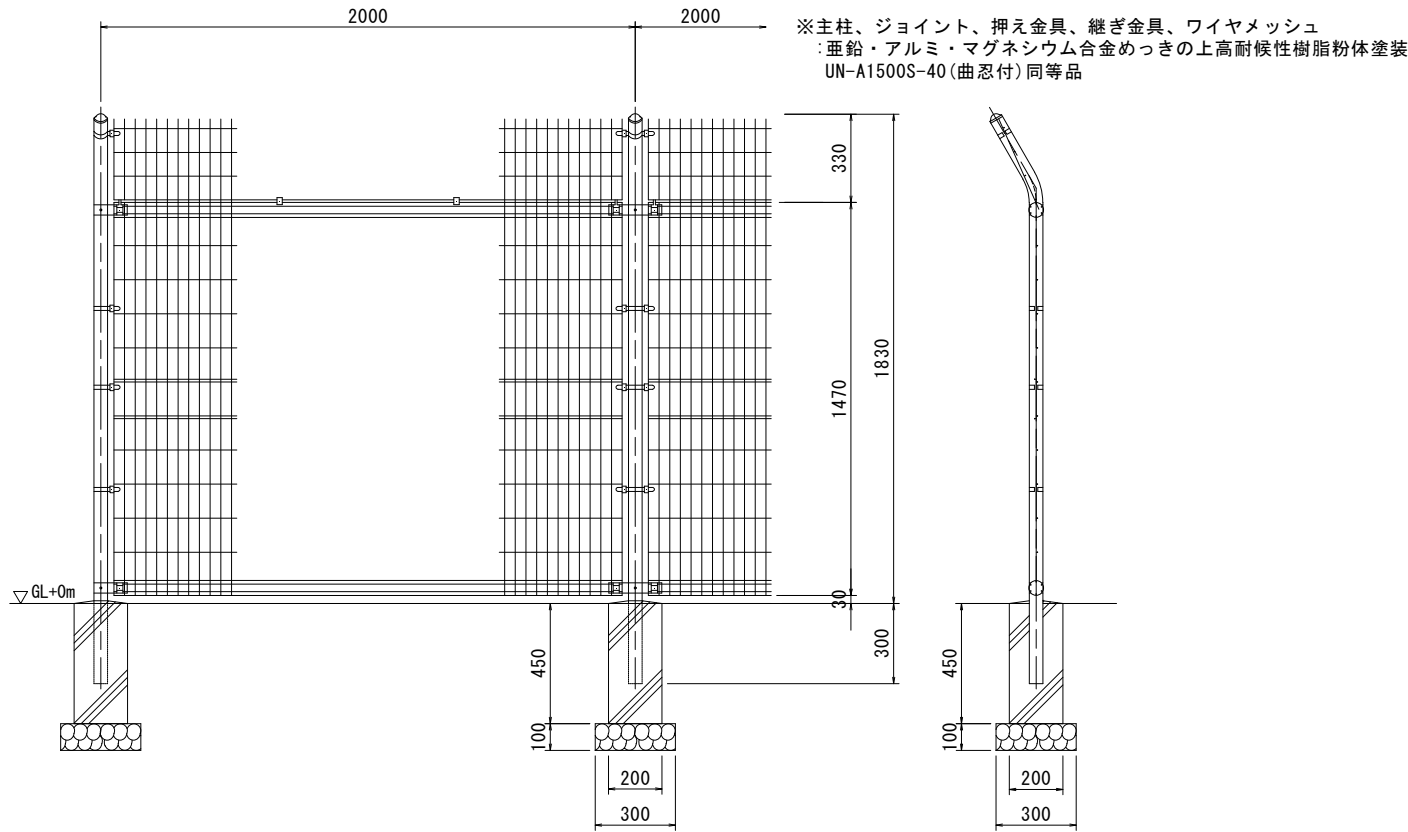


側面図



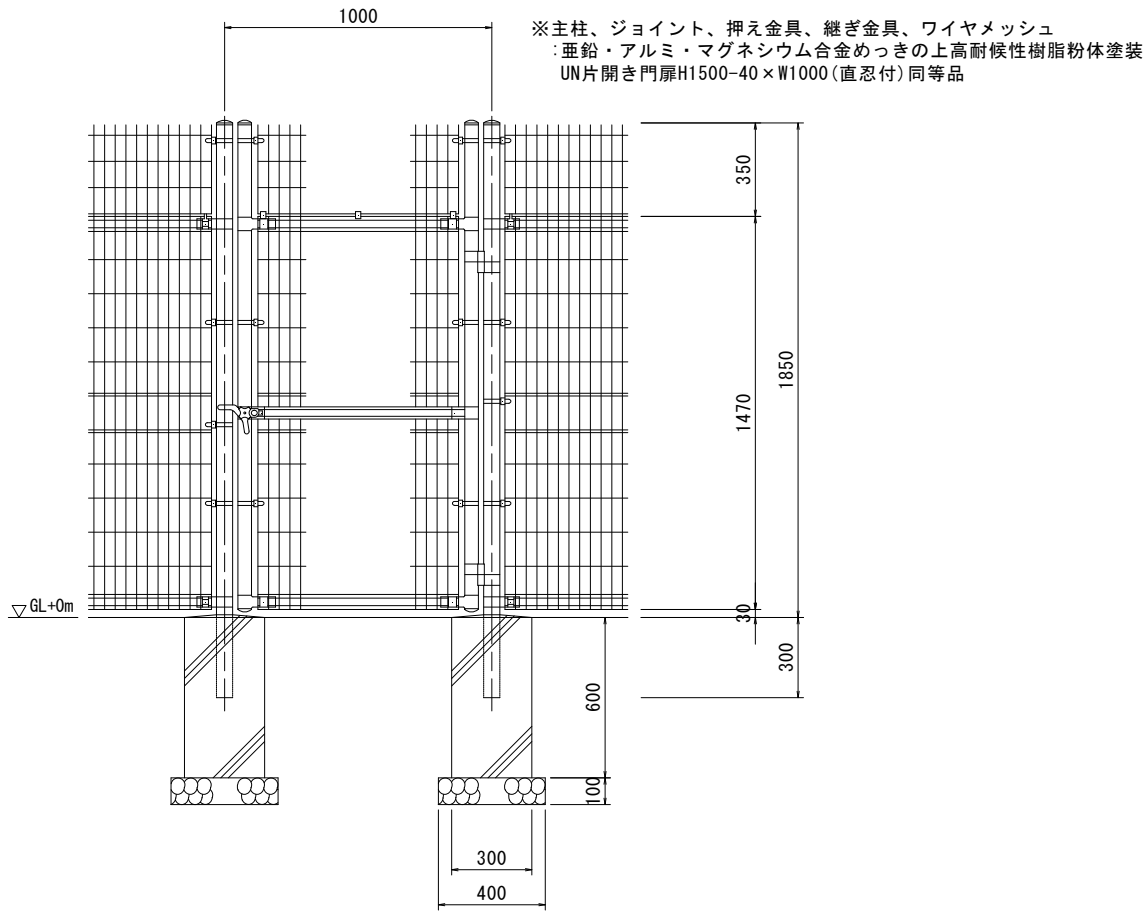
立ち入り防止柵

S=1:20



片開き門扉

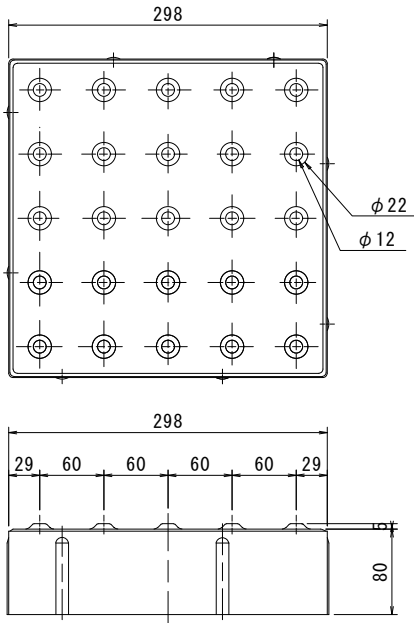
S=1:20



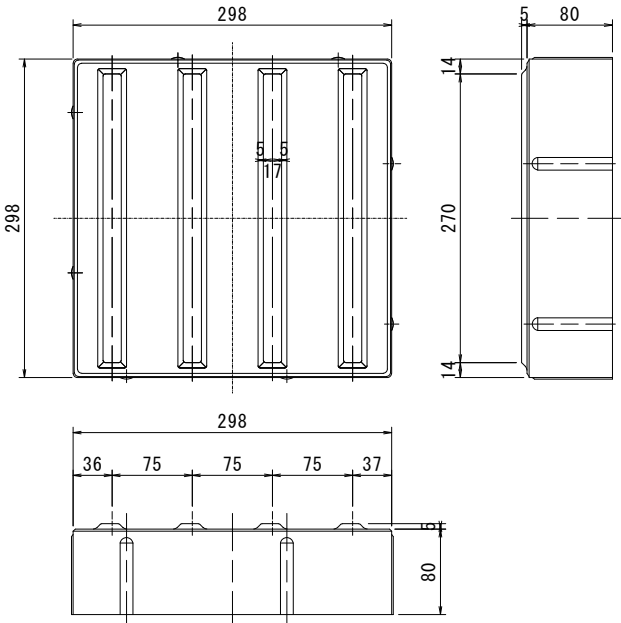
誘導点字ブロック

S=1:5

点状ブロック



線状ブロック

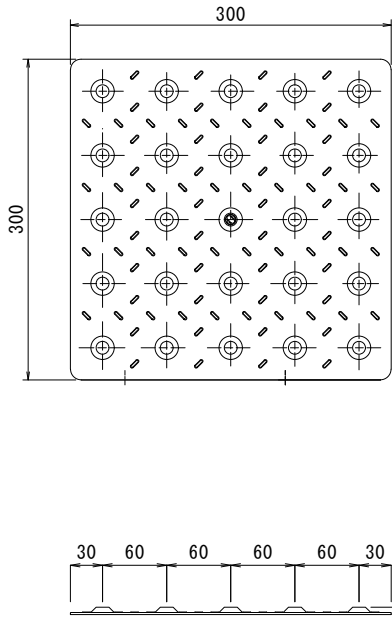


※誘導点字ブロックは、グレー色の製品を使用すること。

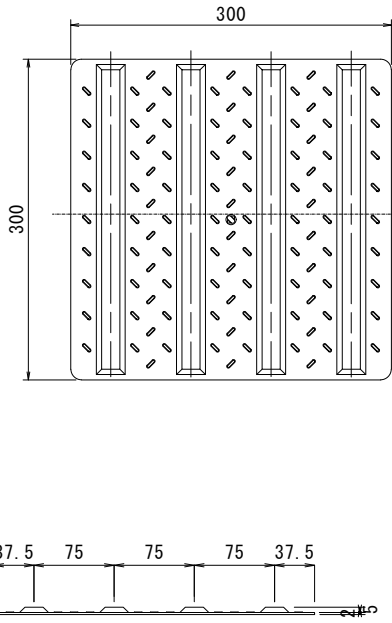
誘導点字シート貼付

S=1:5

点状ブロック

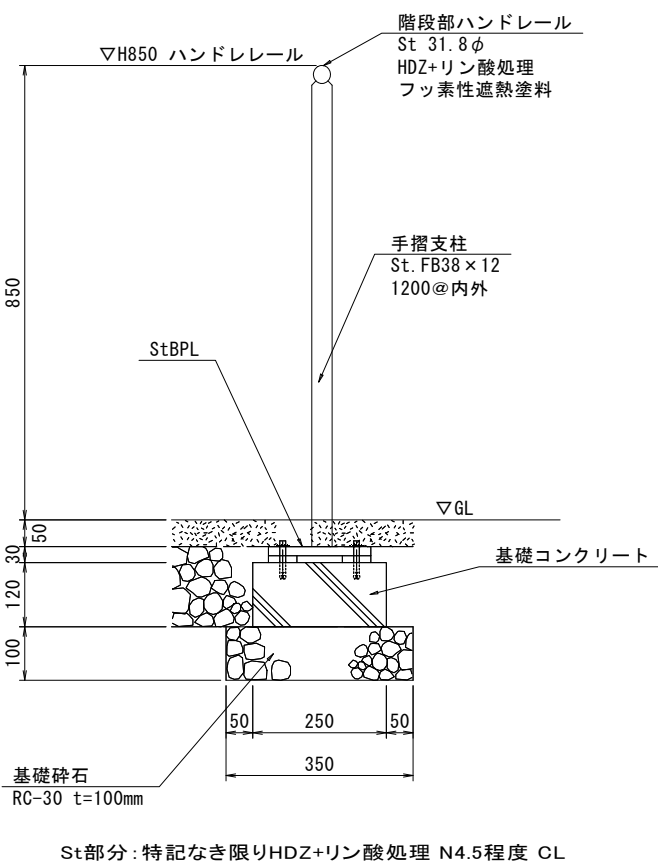


線状ブロック

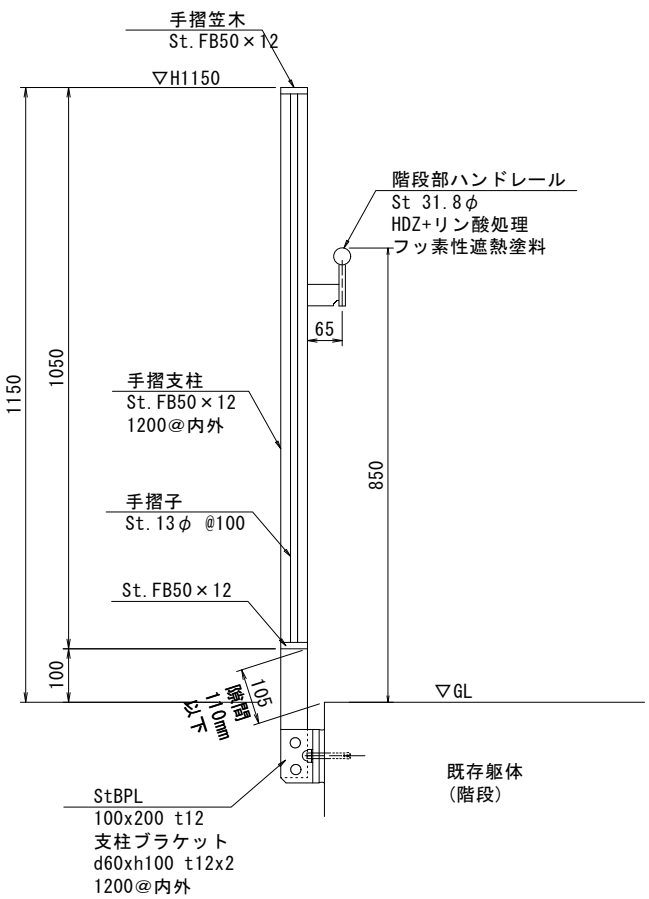


※誘導点字ブロックは、グレー色の製品を使用すること。

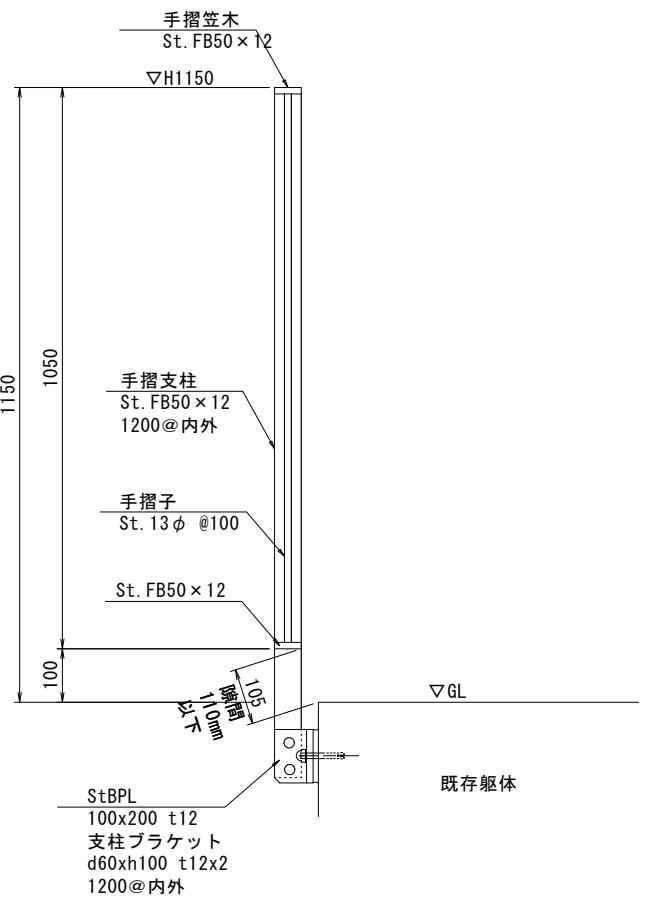
手摺1 道路側、手摺1 北側



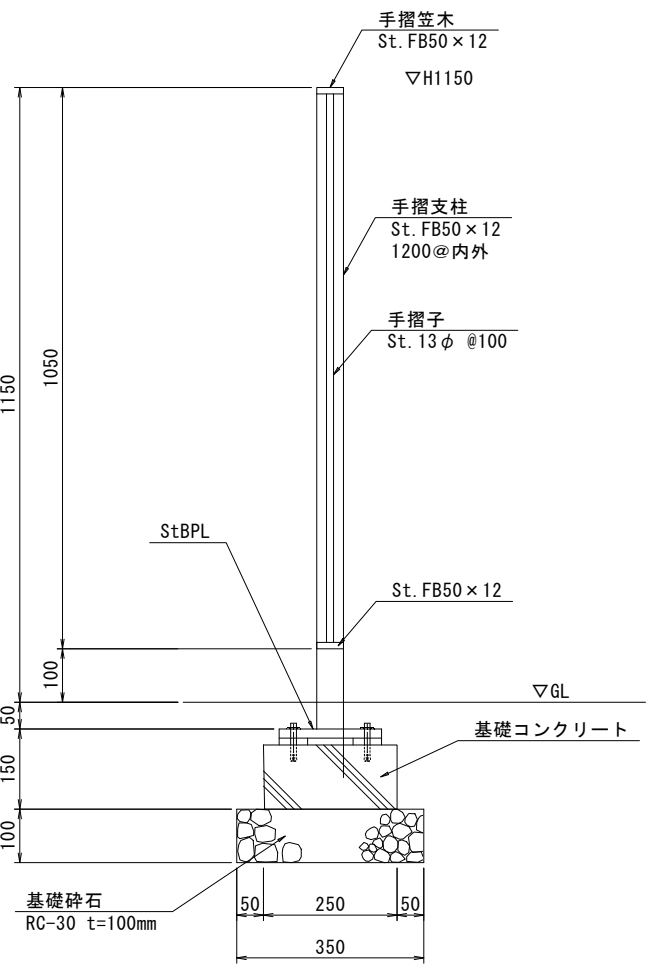
手摺2 階段-ブラケット低



手摺2 平-ブラケット低

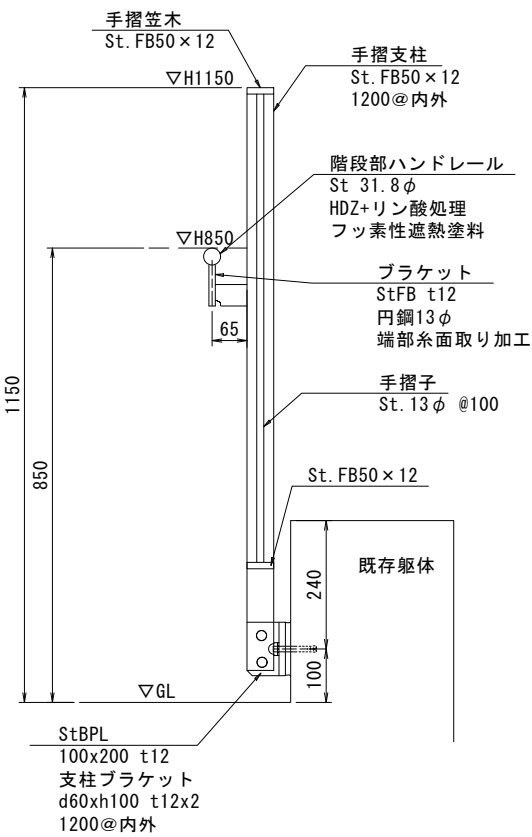


手摺2 床支持

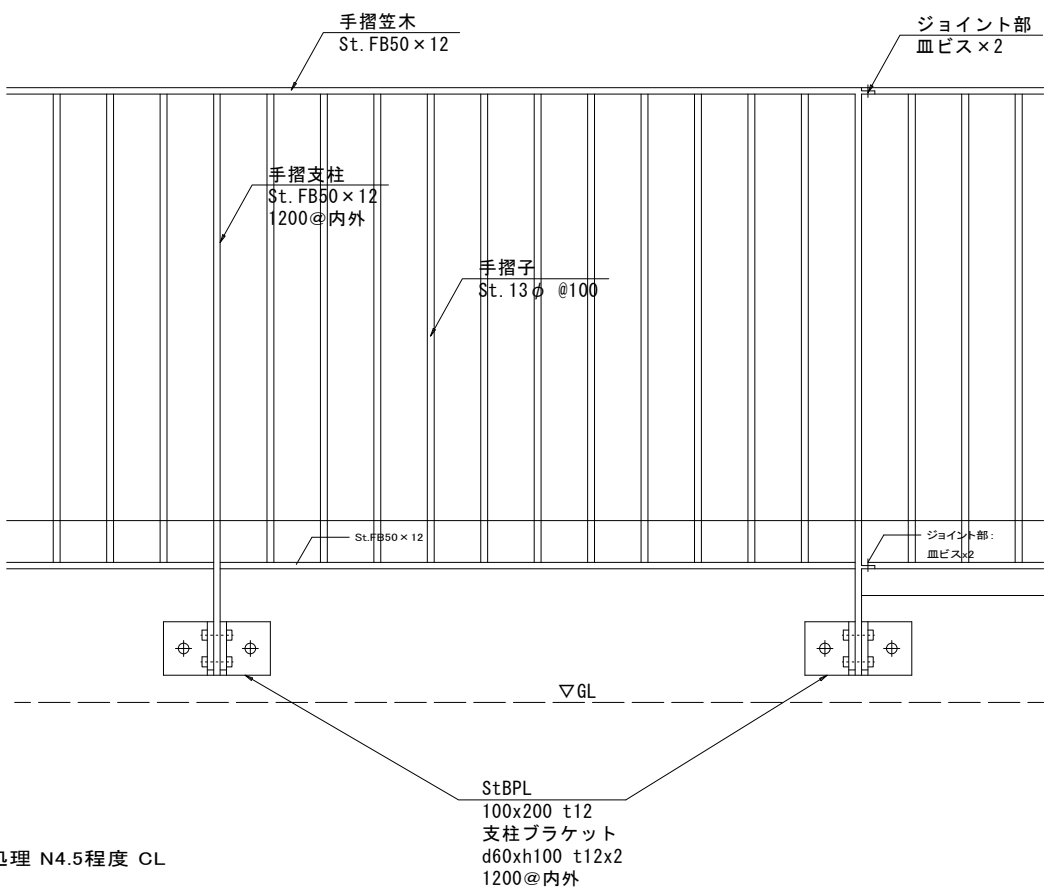
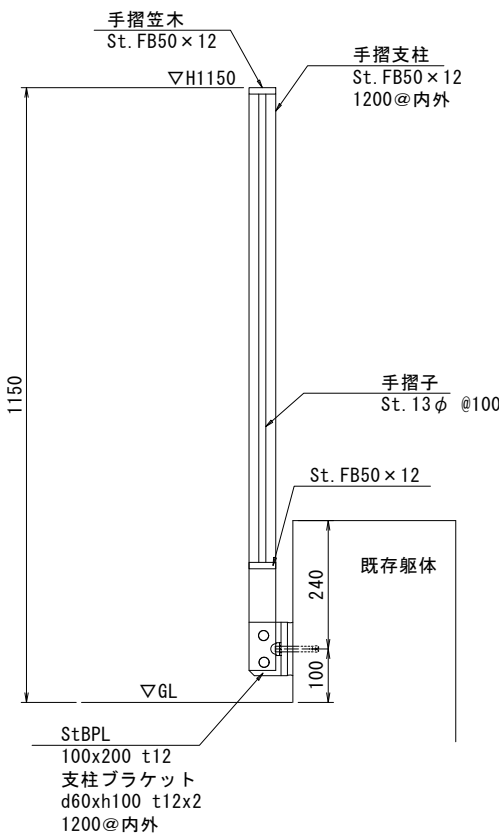


手摺り S=1:10

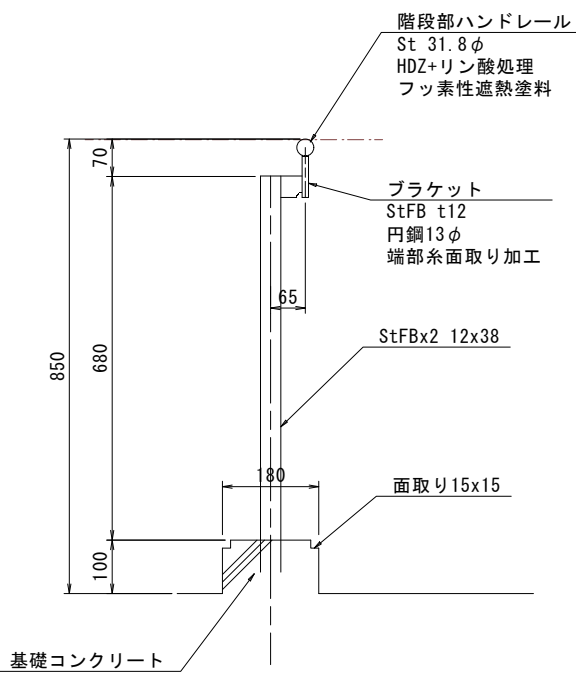
手摺2 階段-ブラケット高



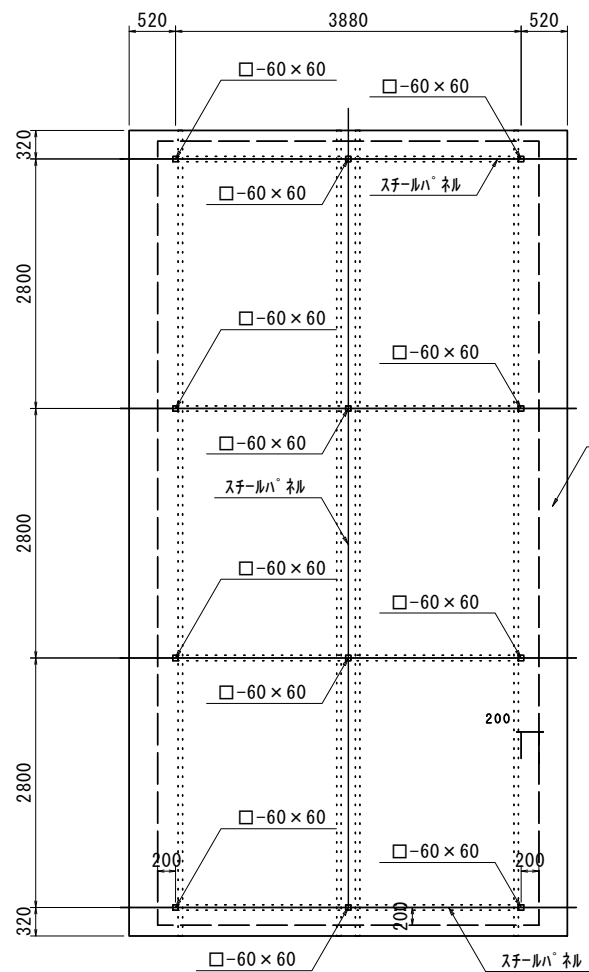
手摺2 平-ブラケット高



手摺3 健康福祉南側



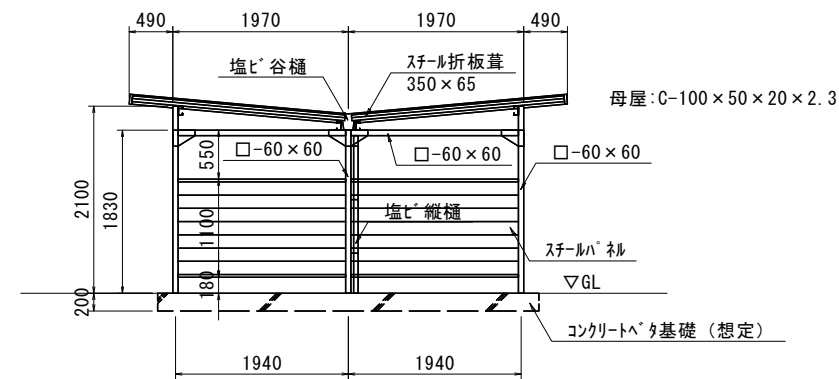
駐輪場屋根改修 S=1:60



○駐輪場屋根
既存ボルト全数交換
鉄部 全てフッ素樹脂塗装
指定色 (N40半艶程度)

コンクリートベタ基礎 (想定)

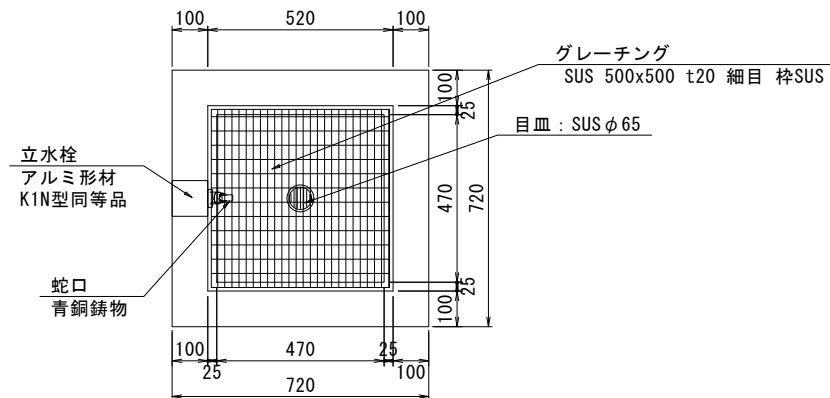
立水栓
アルミ形材
K1N型同等品
※蛇口はメーカーの標準仕様による。



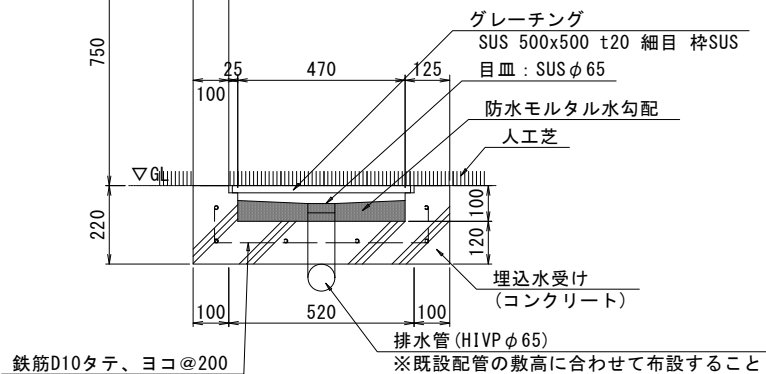
※既設塗装の検査をすること。

立水栓 S=1:15

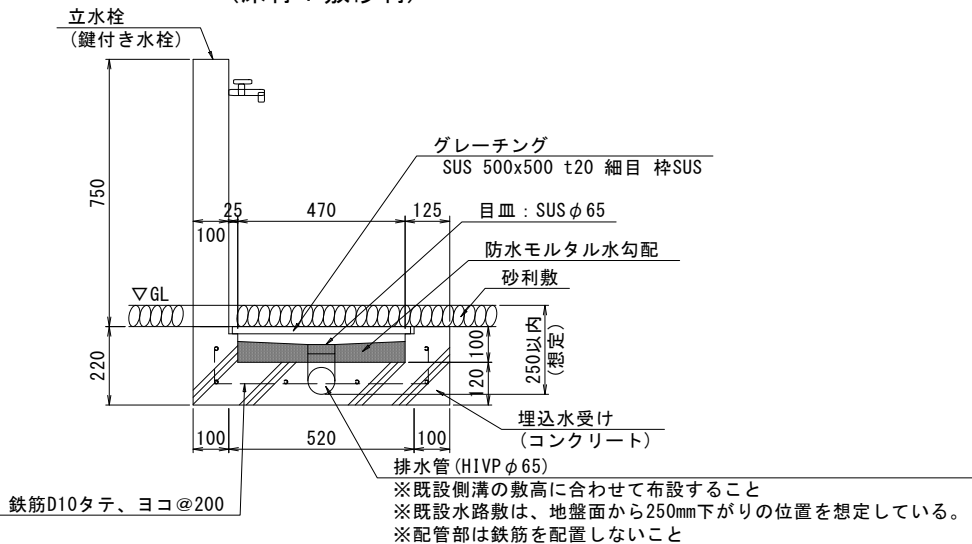
平面図



断面図
(床材: 人工芝)

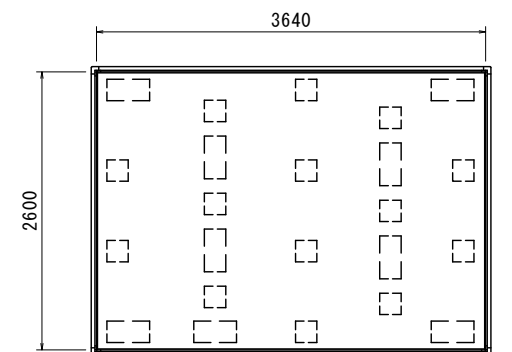


断面図
(床材: 敷砂利)

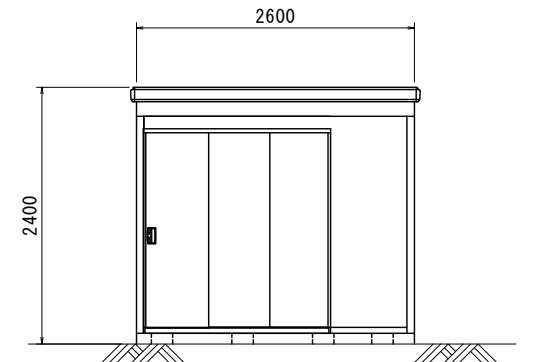


撤去倉庫外形図 S=1:60

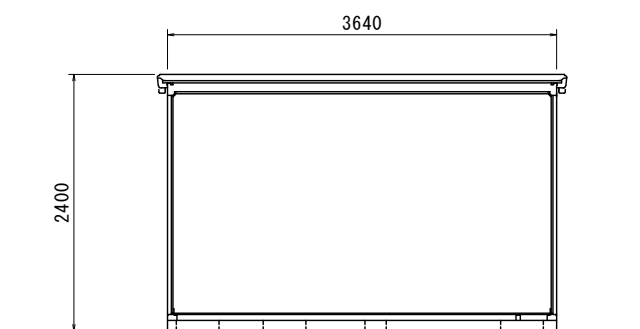
平面図



正面図

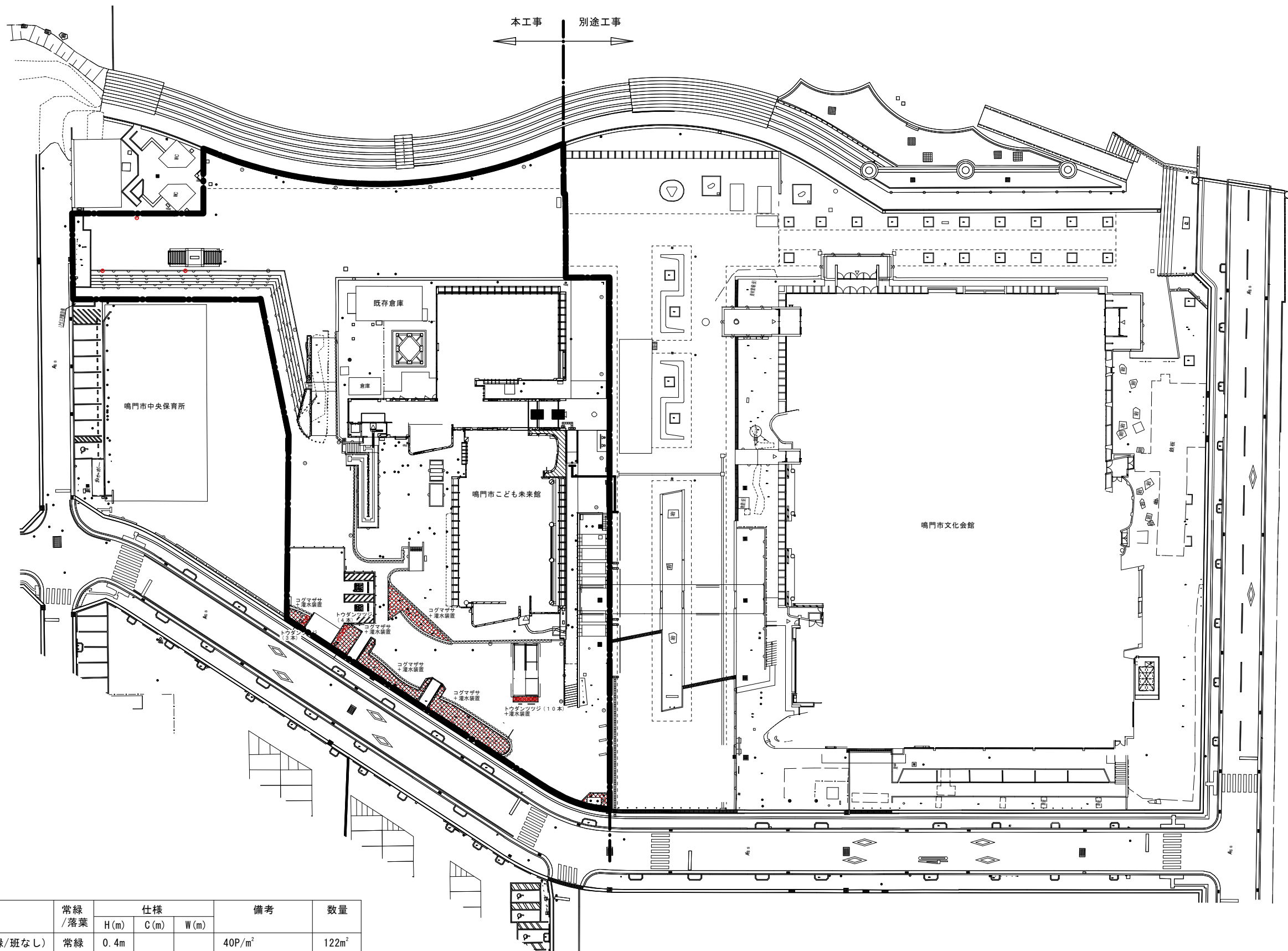


断面図



部材	材質	材厚
屋根	溶融亜鉛メッキ鋼板	0.5mm
外壁	溶融亜鉛メッキ鋼板	0.5mm
床	耐水合板	12.0mm
基礎	コンクリートブロック	-

※各部材の材質・材厚は想定不值



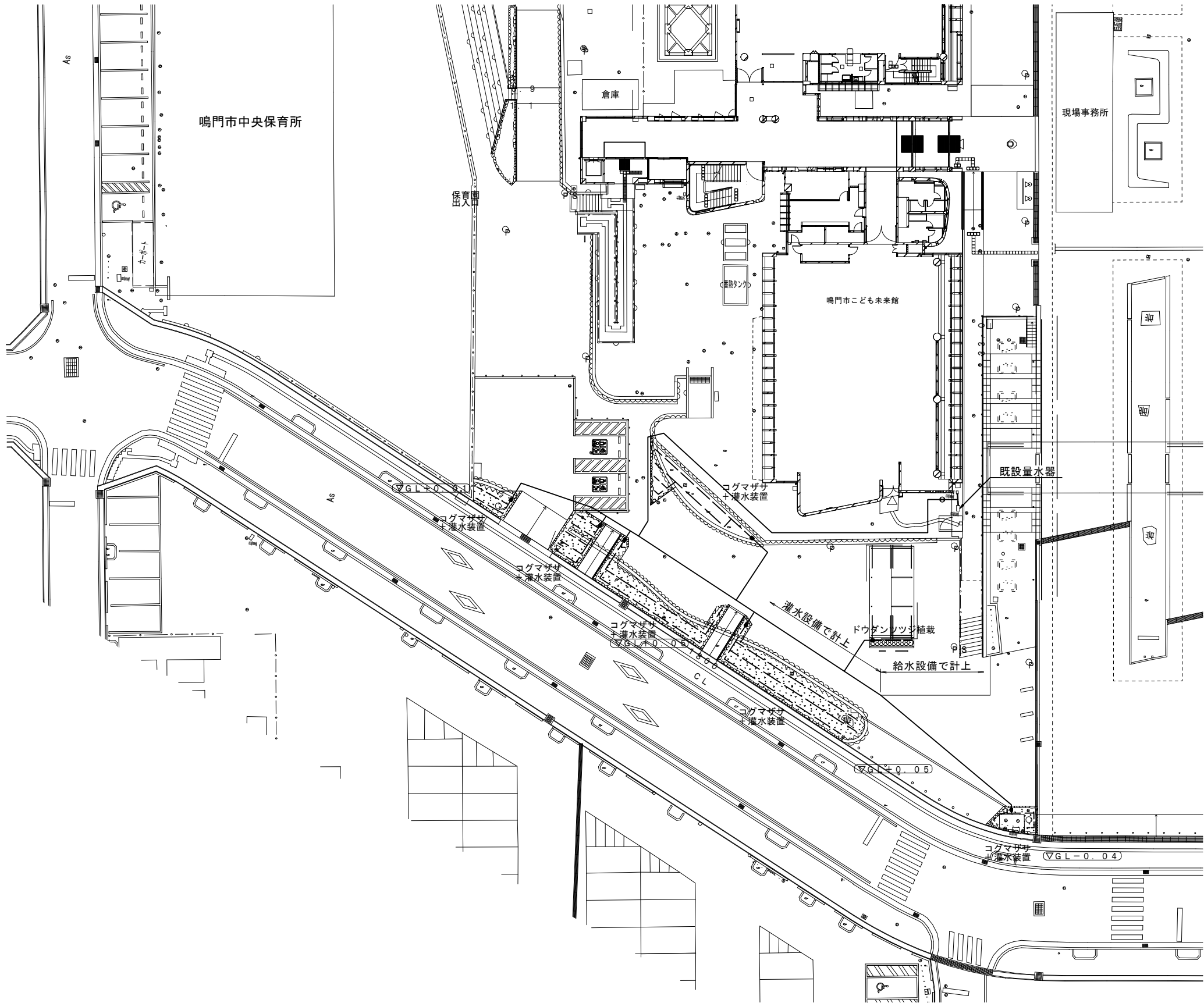
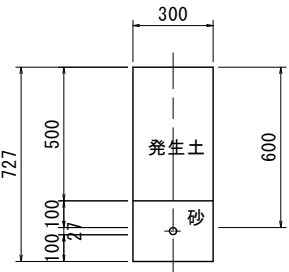
記号	名称	常緑 / 落葉	仕様			備考	数量
			H (m)	C (m)	W (m)		
	コグマザサ (常緑/斑なし)	常緑	0.4m			40P/m ²	122m ²
	ドウダンツツジ	常緑	0.5m		0.25m		17本
	客土					H=0.3m	125m ²

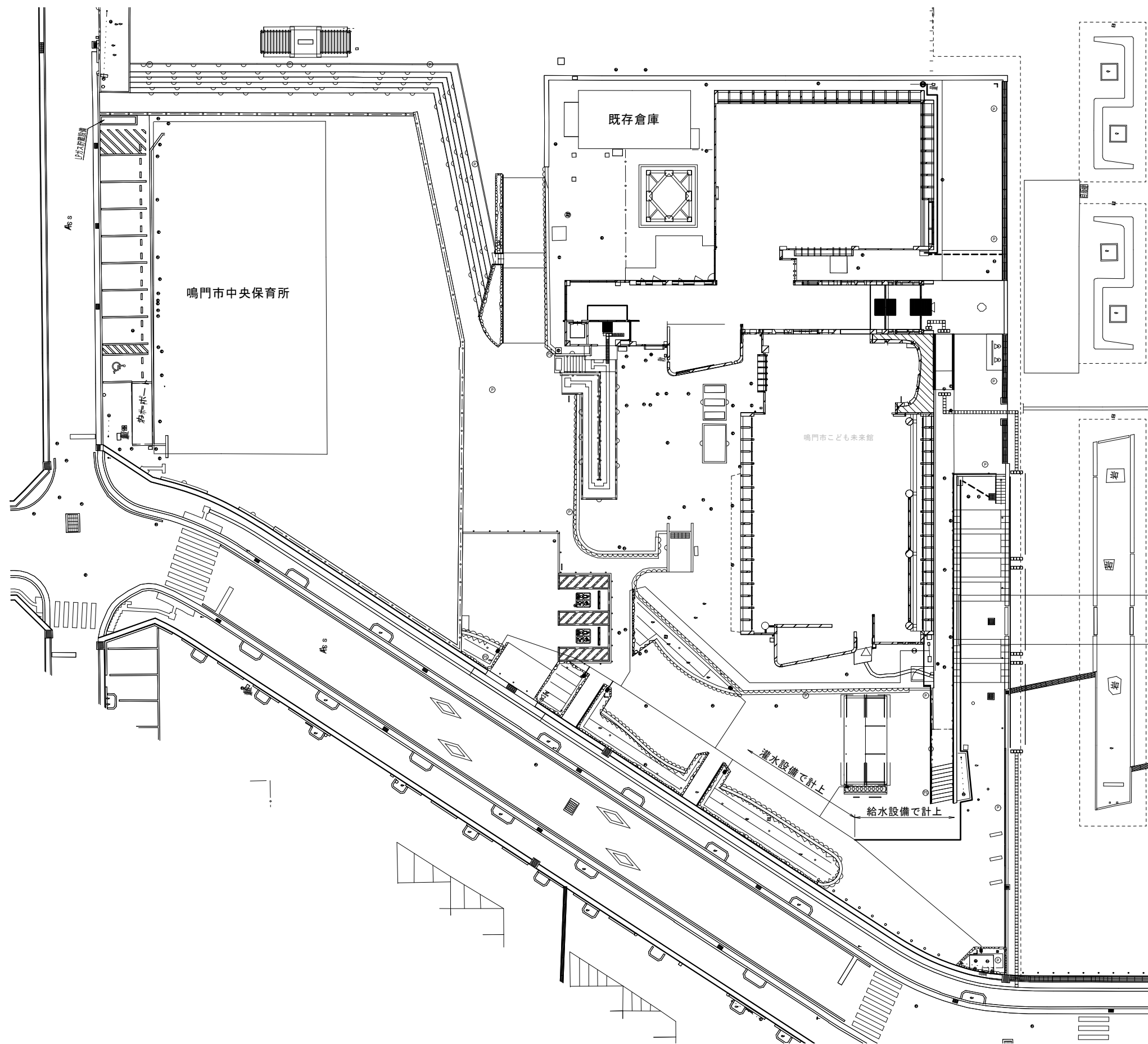


	埋設弁 (VC-P) : 1箇所
	散水栓 (新設) : 7箇所
	上水道水道管 (PE φ20) : 120.4m
	点滴ホース : 133.3m

※共通で点滴ホースを採用する散水栓に
メスニップル付きホース0.5mと分岐栓
を見込むこと。

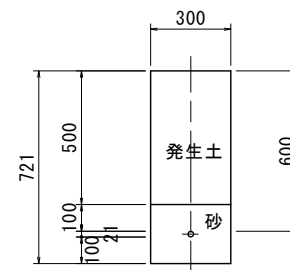
水道管 (PE φ20) 埋設断面 S=1:20



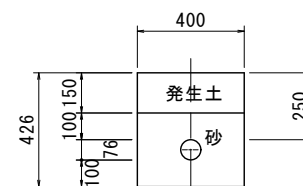


⊗	埋設弁 (VC-P) : 1箇所
—	上水道水道管 (PE φ 13) : 67. 2m
---	排水管 (HVP φ 65) : 10. 4m

水道管 (PE φ 13) 埋設断面 S=1:20

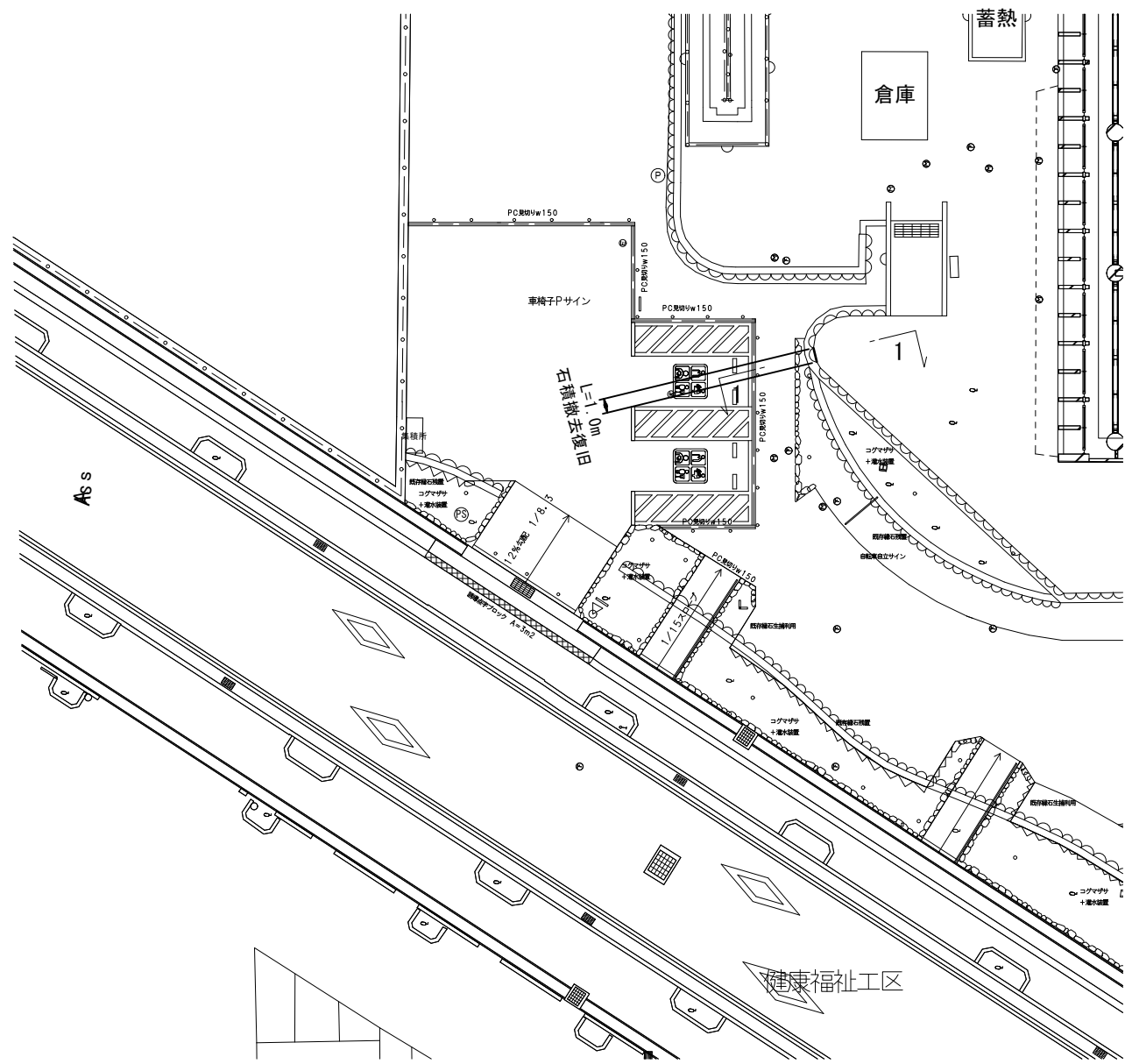


排水管 (VP φ 65) 埋設断面 S=1:20

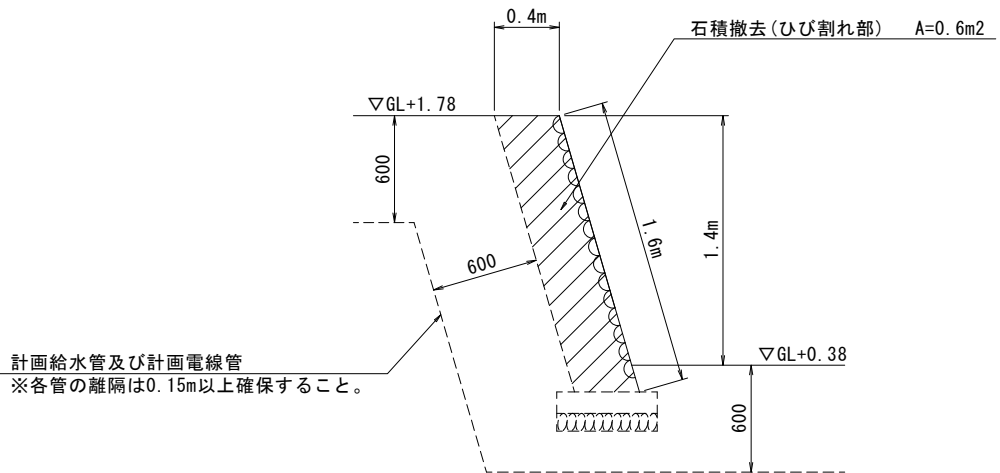


※既設排水路の敷高を考慮して布設すること。

平面図 S=1:200



1-1断面図 S=1:30



計画給水管及び計画電線管
※各管の離隔は0.15m以上確保すること。

※撤去した既設石積材を流用し、復旧すること。
※復旧後の石積は、既設石積構造(既設石積みは空積構造と想定)と同様の構造とすること。
※既設石積と同程度の根入れとすること。

凡例

- : 単管バリケード① 293m
 - - - : 単管バリケード② 106m
 ◎ : 交通誘導員 2名

※単管バリケード①のうち歩道沿いは、歩道境界線の工事を
 実施する時のみ歩道に出すこと。
 ※単管バリケード②は「鳴門市文化会館耐震改修事業」
 で設置している仮囲い撤去後に設置すること。
 設置時期については、発注者と相談し決定すること。

